

平成23年度 第4回 羽黒地域審議会 次第

日 時 平成23年11月22日(火)

午前9時30分～

場 所 羽黒公民館2階 講 堂

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 鶴岡市総合計画実施計画の策定について

(2) 鶴岡市国土利用計画の策定について

(3) 協議テーマ「観光地羽黒の更なるステップアップを目指して」に係る
提言書（案）について

(4) そ の 他

4 閉 会

鶴岡市総合計画実施計画 (平成24～26年度) の策定について

羽黒地域審議会

平成23年11月22日

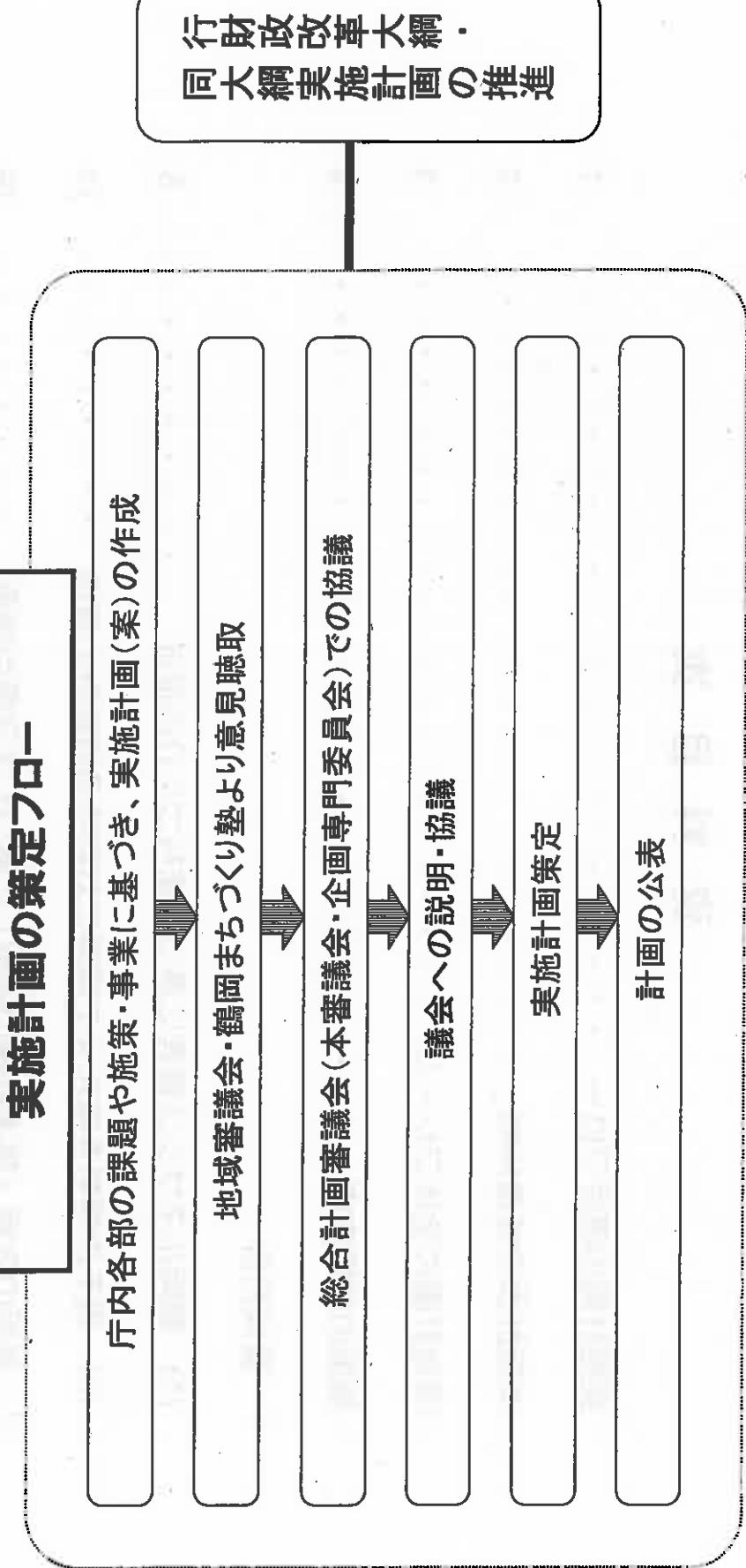
資料目次

・実施計画の策定フロー	1
・実施計画の推進体制	2
・実施計画の全体フレーム	3
・施策の展開方向	4
1 重点方針	
(1) 鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進	5
(2) 現下の情勢を踏まえた課題に対応する取組みの推進	13
2 施策の大綱（基本計画の体系）に基づく主な重点施策	19
3 計画の推進	36

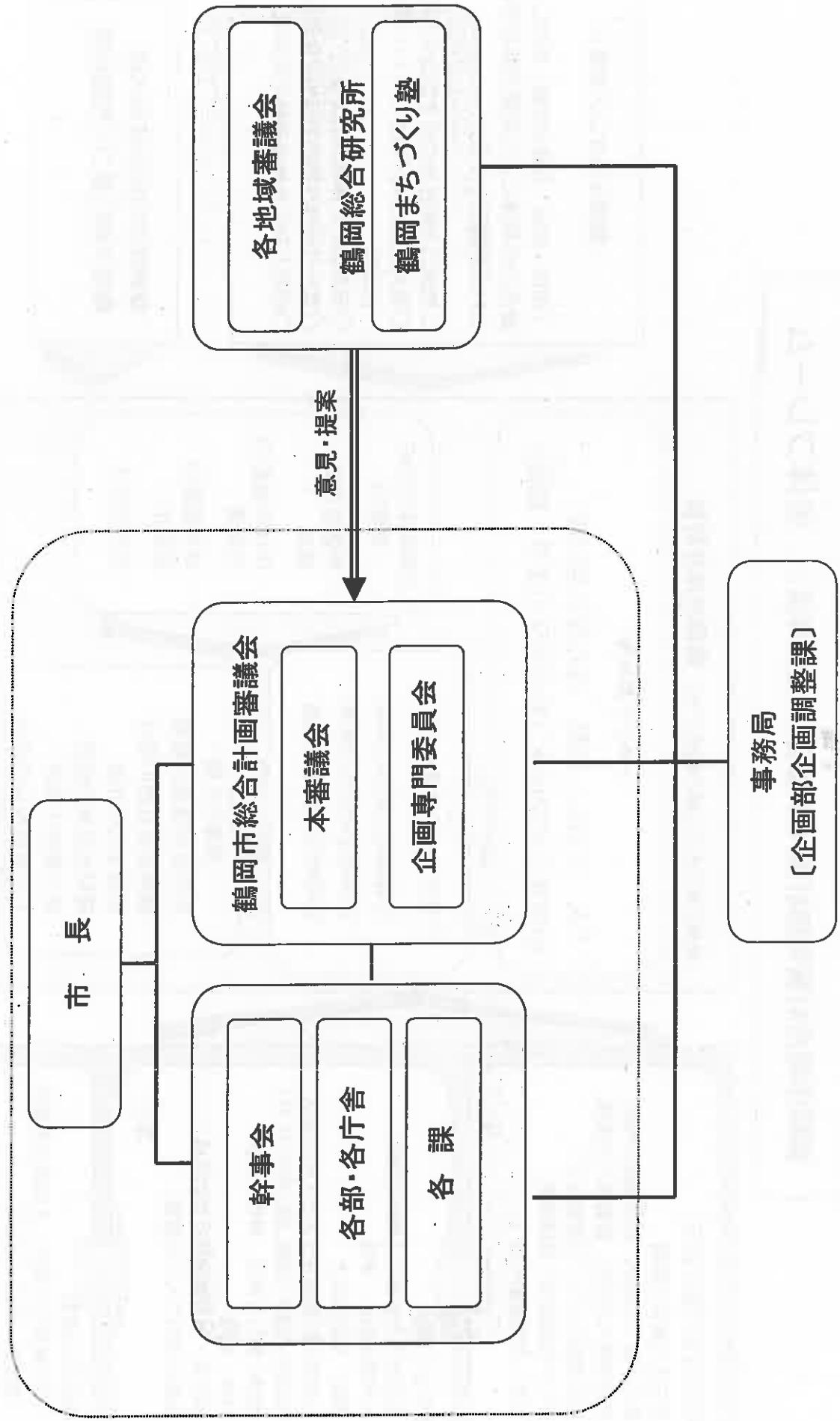
鶴岡市総合計画実施計画の策定について

1

本市総合計画の推進を図るため、平成24～26年度を計画期間とする実施計画を下記の手順により策定する。



実施計画の推進体制



鶴岡市総合計画実施計画（平成24～26年度）

全体フレーム

3

●地域を取り巻く状況

- ・東日本大震災の影響
(電力不足への懸念、防災機能の強化、風評被害への対応、避難者への支援、日本海側のインフラ整備など)
- ・厳しい地域経済・雇用情勢
- ・分権・地域協働社会へ

●市政の課題

- ・地域経済の活性化と雇用の確保
- ・若年層の流入・定着
- ・集客・交流の拡大
- ・未来を担い地域を支える人材の育成
- ・安全安心の確保(災害に強いまちづくり)
- ・地域の優れた資源・特性の保全・継承・活用
- ・低炭素・資源循環型社会の形成
- ・協働のまちづくりの推進

- ・時代の趨勢
- ・少子高齢化の進行、人口減少の進行
- ・情報化・グローバル化
- ・地球環境・資源の制約の高まり
- ・前例を見ない急激な円高など

生命いきいき都市創造プラン 鶴岡市総合計画

—めざす都市像—

「人 くらし 自然 みんないきいき
心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」

—鶴岡ルネサンス宣言—

「市民・地域・行政の協調・協力により持続可能な希望あふれる鶴岡をつくる」

—まちづくりの基本方針—

- 健康福祉都市の形成
- 学術産業都市の構築
- 森林文化都市の創造

計画実現のための —原動力—

- ・学習社会の構築
- ・市民の総合力の発揮
- ・地域資源の価値化
- ・交流の拡大

—施策の大綱—

- 市民生活環境の整備
- 健康福祉社会の形成
- 教育文化の充実
- 農林水産業の振興
- 商工観光の振興
- 社会基盤整備の推進

計画の推進

- 鶴岡市行財政改革大綱
- 同大綱に基づく実施計画

施 策 の 展 開 方 向

1 重点方針

- (1) 鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進（まちづくりの柱として5つの文化都市をめざした中核的施策の推進）
- (2) 現下の情勢を踏まえた課題に対応する取組みの推進
 - ① 災害に強いまちづくりの推進（大震災を教訓として生かしたまちづくりの推進）
 - ② 就用対策の推進（雇用の確保や新たな雇用創出に向けた取組みの推進）
 - ③ 新たなエネルギー対策の推進（電力供給不足への対応、再生可能エネルギーの促進）

2 施策の大綱（基本計画の体系）に基づく主要な重点施策

市民生活

地域コミュニティ活性化、コミュニケーション活動拠点の整備、過疎地域の振興、婚活支援、地域防災体制の確保・強化、消防機能の整備・充実、ごみ減量・リサイクルの推進、環境に配慮したエネルギーの活用促進等

農林水産

担い手の育成確保、地域特性を生かした農業振興、環境に配慮した農業の振興、地域産木材の活用促進、森に親しむ機会の創出、漁港・漁場の整備・充実、農山漁村地域の交流人口の拡大、農商工観・产学研官連携による農林水産業の6次産業化等

健康福祉

子育てに係る健診相談・健診などの充実、がん研究を生かした健康・医療地域づくり、福祉コミュニティの構築、介護保険施設の充実、高齢者の地域支援体制の整備、認知症対策の推進、保育サービス及び保育施設の充実、地域医療連携の推進、往内病院の機能充実等

商工観光

緊急雇用対策の推進、中小企業の育成支援、バイオを核とした高度な産業集積の促進、テーマ観光・体験型観光の充実、温泉街の魅力向上と賑わい創出、観光客の受入環境の充実、食文化創造都市の推進、鶴岡シルクのブランド化ヒー貫生産の実現等

教育文化

適正な学校規模・配置の実現、教育相談及び特別支援教育体制の強化、学校施設・機能の整備充実、市民の芸術活動の環境の充実、慶大先端研の世界最先端の研究開発の促進、高等教育研究機関への支援と連携促進、豊かな自然のなかでの子ども育成等

適切な土地利用・開発方針の設定、中心市街地・まちなかの機能充実、高速交通ネットワークの整備促進、公共交通輸送対策事業の推進、道路除雪体制の整備、地域の活性化につながる住宅整備の促進、住宅の耐震化の推進、上下水道の整備と適正管理等

3 計画の推進

- 市民・地域・行政の協調・協力による地域の総合力の発揮
- 地域主権（地方分権）への対応と行政改革の推進

- 各地域の特性を生かした地域づくりの推進
- 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望

1 重点方針

(1) 鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進 ~中核的施策の推進~

1 地場の可能性をのばす「創造文化都市」		本市にある様々な地場の資源を生かして、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていくこと
施 策 名	主 な 計 画	
地域資源を生かして全市的に取り組む地域の産業、文化の振興	<ul style="list-style-type: none">○ユネスコ食文化創造都市の推進地域の食文化を観光、飲食業、農林水産業、食品製造業等の産業振興や学術振興に生かすため、ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟を目指していく。	
中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none">○シルクタウン・プロジェクトの推進組織について、全国で本市にだけ一貫した工程が残されているという価値を重視し、産業のみならず文化的・伝統的側面をあわせた形での振興発展を目指す鶴岡シルクタウン・プロジェクトを推進する。○文化会館整備文化都心である中心市街地地区に現代的機能を備えた新文化会館を改築整備する。	<ul style="list-style-type: none">○中心市街地活性化の取組みの推進民間事業者と行政が連携・協力して中心商店街及び中心市街地の活性化を図るため、街路整備後の山王商店街へのフォローアップやタウンマネジメント事業の支援など、中心市街地活性化基本計画に基づく事業を推進する。

施策名	主な計画
農商工観連携、産学官連携による農林水産業の6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> ○農商工銀連携、産学官連携による農林水産業の6次産業化 多様な食文化の源泉となる優れた本市農林水産業を基軸として、加工製造や流通販売、観光をはじめとするサービス産業などと一緒に新たな6次産業化の取組みを推進するため、高等教육研究機関の集積を生かしながら異業種事業者との連携による新たな事業の創出と拡大を図り、地域産業の振興をめざす。
地域農産物の海外への販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ○農作物等の輸出拡大（新規） 県の農林水産物・食品輸出促進協議会に参加しながら海外市場の動向等の把握に努め、生産者等に情報提供を行うなど地域農産物の輸出拡大を促進する。また、ユネスコ創造都市ネットワークを活用するなど海外市场を開拓する。
環境に配慮した農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全型農業の推進 地域の資源や特性を最大限に生かしながら、消費者に高く評価される安全・安心でおいしい農産物の提供を推進するため、優良堆肥の安定的な生産流通システムを構築しながら、環境にやさしい農業（エコファーム認定、有機・有機・特別栽培）の普及拡大を図る。
食育及び地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地産地消の仕組みづくり 新食育・地産地消推進計画の実施計画を基本とし、消費者や食品産業などに対し地産地消の普及啓発を図ることとともに、「オール鶴岡産データ」の実施や「学校給食」の実施による地元産農産物の学校給食での利用を推進する。
新しい分野のビジネスの創出	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい分野のビジネスの創出の推進（新規） コミュニケーションビジネスなどの新しいニーズに対応したサービス産業や、今後成長が期待される環境エネルギー分野の産業など、本市における新しい分野でのビジネスの創出と展開の可能性を探るための調査検討を進めます。

観光で人と人が繋がっていく「観光文化都市」

人ととのつながりを大切にして集客・交流の拡大を図ること

施 策 名	主 な 計 画
既存観光地の再生及び観光資源の磨き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○温泉街の魅力向上 温泉地の観光協会と連携しながら、新たな体験メニューーやイメージアップ事業、にぎわいのある温泉街创造出事業の実施などを通じて、温泉地とその周辺での楽しみや温泉地内の回遊性を高め、温泉街の賑わいを創出する。 ○加茂水族館整備 加茂水族館を、海を多面的に活用するレクリエーション施設及び生涯学習・教育研究の中核施設として改築整備する。
新しい観点からの観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ○着地型・滞在型観光の推進 地域の自然・歴史・文化・食などの地域資源を生かしたテーマ観光や体験型観光を一層充実させ、観光客のニーズに対応した着地型観光を推進する。また本市の多様な地域特性を生かした地域間の連携により、滞在型観光を促進する。 ○インバウンド対応の充実 今後増大が見込まれる外国人観光客（インバウンド）を積極的に誘致するため、受入環境の充実を図り、関係機関と連携しながら誘客を促進する。
高速交通基盤整備の促進、利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○高速交通体系の整備促進 庄内開発協議会等の広域団体の活動を通して、広域的な重要事業の推進を図る。（日沿道県境区間整備、羽越本線高速化・安定輸送、庄内空港利便性向上）

高等教育機関の集積を本市の戦略的資源として地域振興に生かし、新時代における都市の品格を高めようすること

施 策 名	主 な 計 画
バイオクラスターの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○がんコホート研究の推進 がんの早期発見をめざした次世代健診診断の開発やメタボロームによるコホート研究の推進など、慶大先端研のがん研究を生かしながら、庄内病院、鶴岡地区医師会、県歯科医師会などとの連携により、総合的に地域のがん対策に取り組む。 ○バイオ研究の产业化 慶大先端研が世界をリードするメタボロームなどのバイオ技術の产业化を加速する仕組みや推進体制を整備する。 ○高校生などの若い人材の育成 次代の生命科学やバイオ才開連産業を担う人材の発掘と育成のための高校生向けのコンテストを実施するとともに、地域内高校におけるバイオ分野での人材育成の取組みを支援する。
地域の産学官連携による事業推進	<ul style="list-style-type: none"> ○産学官連携 山形大学農学部地域産学官連携協議会、鶴岡高専技術振興会等の活動を通して、研究開発機能の強化と地域産業との産学官連携を促進する。

暮らす環境を整える「安心文化都市」

市民一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らせる環境を整えること

施 策 名	主 な 計 画
少子化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○結婚に向けた活動への支援 未婚化、晚婚化の進行に伴い、少子化の加速、地域コミュニティの活力低下などが懸念されていることから、社会全体で未婚者が結婚に向けた活動を行いやすい環境づくりを進める。 ○子育て支援の推進 子育てに関する相談・支援体制及び保育サービスを充実し、家庭や地域社会のなかでの子どもの健やかな育ちを支えるとともに、子育てしながら働きやすい環境を整える。 ○母子の健康・医療の充実 妊婦に対する健康診査の拡充等により、妊婦が安心して妊娠期を過ごし、安全な出産ができるための支援や育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児に対する健診・医療体制の充実、医療給付事業の拡充により安心できる育児環境を提供する。
健診受診率日本一をめざした施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査による健康づくり意識の啓発 働きざかりの年代や健診機会のない若年期の市民に対し健診機会の拡充を図り、疾病の予防と早期発見、早期治療につなげるとともに、健康づくりへの意識啓発を図る。
相談支援事業の再編強化と地域生活の自立支援のためのネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の強化 障害者相談支援センターを中心とした障害者への相談体制及び地域包括支援センターにおける在宅介護支援センターと連携した介護の相談体制の充実を図る。

施 策 名	主 な 計 画
地域コミュニティの再生	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ活性化施策の検討 各種実態調査や住民自治組織代表者との懇談会等を踏まえ、地域コミュニティの維持・活性化施策について協議し、これから本市の地域コミュニティのあり方を定める「鶴岡市地域コミュニティ基本方針」(仮称)を策定する。
公共交通輸送対策事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活交通基盤の整備・充実 公共交通手段の不十分な地域において、地域の主体的な取組みによる新しい公共交通システムの構築に向けた取組みを支援する。
高齢者の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○医療と介護の連携 医療関係機関と介護サービス事業所などが連携しながら、高齢者が医療と介護の間をスムーズに移行できるような高齢者を支える体制の充実を図る。 ○地域の支え合い体制づくりの推進（新規） 高齢者世帯で除雪が困難な場合など、地域の主体的な支え合いによる除雪体制の仕組みをつくる。
圏内病院の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医師の確保と看護体制の充実 医療提供体制の充実を図るため、圏内病院の医師、臨床研修医及び看護師の確保と定着を図るとともに、認定看護師等の養成など看護技能のスキルアップに向けた取組みを推進する。

自然と共に生きる「森林文化都市」

5

恵まれた自然を生かし、自然と共に生きる地域づくりを推進すること

施策名	主な計画
森林文化都市構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○庄内自然博物園構想の推進 高館山、上池・下池、隣接する都沢の湿地一帯をフィールドとした自然学習や環境学習の拠点として自然学習交流館を整備し、そこを拠点としながら自然環境学習プログラム等の充実や環境保全活動を推進する。 ○森に親しむ機会の提供及び施設整備 豊かな自然環境を生かし、気軽に森林の魅力を体験できる機会を提供するとともに、森歩きを楽しむための普及啓発や環境整備を実施する。 ○森林のなかでの子どもの育成 鶴岡型の森の保育として自然環境を生かした保育事業や森林地域にある保育所での交流保育を行うほか、小学生の森林体験学習や大鳥自然の家を拠点とした環境教育プログラム、食育等を実施する。
持続可能な森林経営基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○集約化施業の推進及び生産基盤の整備 小規模零細林家の経営基盤強化を図るために、集約化施業を推進するとともに、林道・作業道等の路網の整備を推進し、生産コストの低減を図る。
地域産材の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域産材の活用促進 「家づくりネットワーク」や「つるおか住宅活性化ネットワーク」等への支援により、地域産材の啓蒙と地域内消費を促進するとともに、公共施設の整備に際し地域産材の利用を推進する。

施 策 名	主 な 計 画
再生可能エネルギーの導入促進	<p>○地域エネルギービジョンの策定と再生可能エネルギーの調査研究 大震災を契機としたエネルギー政策の見直しなど、国、県の動向を踏まえながら地域エネルギービジョンを策定するとともに、森林バイオマス、小規模水力発電、太陽光発電などの活用に向けた調査研究に取り組む。</p>

(2) 現下の情勢を踏まえた課題に対応する取組みの推進

① 災害に強いまちづくりの推進 ~大震災を教訓として生かしたまちづくりの推進~

施策名	主な計画
災害時の地域間連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○都市間防災ネットワークの構築の促進（新規） 災害時、都市間の人的・物的支援や被災者受入れを迅速かつ的確に行うための都市間防災ネットワークの構築に向けて、国への支援を働きかける。
自主防災組織の育成と支援、消防団との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織への支援 地域防災体制の強化を図るため、防災資器材等の整備や防災マップの作成、指導者育成などに対して支援する。 ○自主防災組織と消防団の連携 平日の日中に災害が発生した際の協力体制を強化するため、平成21年度に消防団OBを対象とした消防団活動協力員制度を設立しており、より効率的な災害対応をとるために自主防災組織との連携強化を図っていく。 ○災害対応体制の確保 消防団活動協力員制度や消防団協力事業所表示制度の推進などにより、平日日中の災害時の協力体制の確保を図る。
災害時情報伝達手段の整備と防災情報の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT活用等の情報伝達手段の整備（新規） 沿岸地域の情報伝達体制を強化するため、海岸地域の小中学校への防災行政無線の導入を進めるとともに、災害により孤立する可能性がある集落への衛星携帯電話の導入についても推進する。 ○防災に関する情報提供の充実 市ホームページの「防災ページ」の充実と、比較的災害に強いとされる携帯電話の電子メールを活用した「防災メール」を充実するなど、防災情報の伝達手段について調査・研究を行う。
市有建物、住宅等の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市有建物の耐震化の推進 学校施設をはじめとした市有施設について、計画的に耐震化を推進する。 ○木造住宅の耐震化の促進 既耐震基準で建設されている木造住宅の耐震化を促進する。 ○上水道管路の耐震化の推進 上水道管路について、計画的に耐震管への更新を行う。

施 策 名	主 な 計 画
地域の防災体制の確保・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○鶴岡市地域防災計画の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災を踏まえて、平成20年3月に策定した地域防災計画の見直しを行う。 ○自然災害等に対応した災害ハザードマップの整備 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に市民が安全に避難することを目的としたハザードマップの作成を推進する。現在、整備されている洪水ハザードマップに加え、土砂災害/ハザードマップ及び津波ハザードマップを県における調査の進捗にあわせ作成する。 ○災害時支援システムの構築（新規） <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合にさまざまな被災対応業務に力を発揮する災害時支援システムについて、今後実験的にシステムの運用を行うなどシステムの構築に向けた検討を行う。
消防機能の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災拠点となる消防分署の計画的整備 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に地域の防災拠点となる消防分署の老朽分署の整備について検討を行い、必要な整備を進める。 ○消防車両及び消防施設の計画的整備 <ul style="list-style-type: none"> 常備消防車両を計画的に配備するとともに、非常備消防車両や地域の消防施設について整備を進める。 ○消防救助急無線デジタル化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年5月までにアナログからデジタルに変更が必要な消防救助急無線の整備を進める。
救急救命体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○救急救命士等の養成と応急手当普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 救急救命士の養成・再教育に努めるとともに、応急手当講習会を定期的に開催するなど、応急手当の普及啓発活動を推進する。 ○大規模災害時の連携体制の充実（新規） <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害等に対応するための訓練等を実施するとともに、鶴岡地区医師会、消防、医療機関等関係機関との連携体制を整備する。 ○災害時の患者受け体制の確立（新規） <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害等が発生した場合の被災患者等の受け体制を確立する。

② 雇用対策の推進 ～雇用の確保や新たな雇用創出に向けた取組みの推進～

施 策 名	主 な 計 画
緊急雇用対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用機会の創出 必要に応じて国への交付金継続の要望や市の支援策も検討しながら、離職を余儀なくされた非正規労働者・中高年齢者などの一時的なつなぎの雇用機会や地域の実情や創意工夫に基づいた雇用機会を創出する。
関係機関との連携による就業相談・支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○企業への雇用促進 ハローワーク、商工会議所・商工会、学校など関係機関と連携し、地域の雇用情勢に関する情報交換、企業への要請などをを行う。
生活課題に関する相談・支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○相談等による就労支援 面接相談員や就労支援員を配置し、生活課題の解決に向けた相談支援を充実するとともに、離職者に対する住宅確保の支援や就労支援を実施する。
第1次産業への就業支援 と後継者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○第1次産業への就業支援 新規就農者や農業後継者に対し、農業用機械施設の導入や農地の借り入れなどについて支援を行うとともに、漁業への新規就業者や漁業後継者に対し、漁業就業者確保協議会と連携し、漁業就業希望者の長期研修や体験漁業を実施するなど、独立自営化等を支援する。
地元企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を生かした新製品開発・販路開拓の支援 中小企業による地域資源の活用などによる新製品開発や販路開拓に対して支援するとともに、コーディネーターやアドバイザーの設置など企業経営のサポートを行う。 ○中小企業の経営支援 融資あつせんや信用保証料の補給制度などにより中小企業者の事業資金の円滑な調達環境を整えることにより、地元中小企業を支援する。

施策名	主な計画
企業活動の活発化による雇用機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏との人材ネットワークの活用 首都圏の地元出身者や縁のある者から構成された「ふるさと鶴岡産業活性化懇談会」や東京事務所を拠点とした首都圏における人材ネットワークを活用し、企業動向の情報収集に努め、市内工業団地への企業立地と地元企業との取引拡大を図る。 ○企業立地や既存企業の投資促進 企業立地促進法に基づく優遇措置や市独自の支援制度などをPRしながら、企業誘致を進めるとともに、既存企業が行う設備投資に対する支援を行う。
農林水産業の6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業の6次産業化による雇用の創出 農林水産業を加工、流通、販売などの新たな産業活動に展開することにより、新たな雇用創出に結び付けていく。 ○新たなビジネス創出による雇用機会の拡大 慶大先端研、山大農学部など、地域の先端バイオ研究開発を生かし、農作物などの高付加価値生産や市民の健康長寿への貢献を中心としたバイオ技術の産業化を加速する仕組みや推進体制を整備するとともに、拡張した先端研究産業支援センターを生かして、地域企業と研究機関の共同研究、製品開発の促進やベンチャー企業の成長拡大、新規創出を促しながら、新たな産業立地誘導を推進することで雇用機会の拡大を図る。
新しい分野のビジネスの創出	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい分野のビジネスの創出の推進（新規） コミュニケーションビジネスなどの新しいニーズに対応したサービス産業や、今後成長が期待される環境エネルギー分野の産業など、本市における新しい分野でのビジネスにおける新たな雇用の創出を図る。

③ 新たなエネルギー対策の推進　～電力供給不足への対応、再生可能エネルギーの促進～

施策名	主な計画
地域エネルギーーションの策定と推進 環境に配慮したエネルギーの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域エネルギーーションの策定と推進 大震災を踏まえ、国や県においてエネルギー政策の大きな見直しが進められており、本市においてもその動向を注視しながら、本市のクリーンエネルギー導入の指針となる地域エネルギーーションを策定し、推進する。
木質バイオマスの普及促進 環境基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○木質バイオマスの普及促進 スギ間伐材のペレット化に関する事業可能性調査などの結果を踏まえ、森林バイオマスの利用拡大に向けた検討を行う。 ○その他再生可能エネルギーの調査検討 小規模水力、太陽光、風力など、クリーンエネルギーの普及促進や導入及び事業化に向けた検討を行う。
環境基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画の策定 本市の環境行政のマスタープランとなる「新環境基本計画」を策定する。

施 策 名	主 な 計 画
<p>○省エネ対策の推進 市の庁舎・施設における地球温暖化対策実行計画により数値目標を定めながら省エネルギー・省資源の取組みを進める。</p> <p>○市民への意識啓発活動の推進 環境フェアつるおかの充実、各種環境教育の推進、広報誌の発行などにより、省エネを始めとした環境意識の高揚を図る。</p> <p>○関係機関との連携 県が実施している家庭のアクションを推進し、家庭生活からの温暖化防止対策に取り組むなど、国・県の温暖化防止事業との連携を推進する。</p>	<p>○省エネ対策の推進 市の庁舎・施設における地球温暖化対策実行計画により数値目標を定めながら省エネルギー・省資源の取組みを進める。</p> <p>○市民への意識啓発活動の推進 環境フェアつるおかの充実、各種環境教育の推進、広報誌の発行などにより、省エネを始めとした環境意識の高揚を図る。</p> <p>○関係機関との連携 県が実施している家庭のアクションを推進し、家庭生活からの温暖化防止対策に取り組むなど、国・県の温暖化防止事業との連携を推進する。</p>

2 施策の大綱（基本計画の体系）に基づく主な重点施策

第1章 市民生活分野

それぞれの地域の生活環境をより安全にするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
地域コミュニティ活性化施策の検討	各種実態調査や住民自治組織代表者との懇談会等を踏まえ、地域コミュニティの維持・活性化施策について協議を進めている。	「鶴岡市地域コミュニティ基本方針」(仮称)の策定
コミュニティ活動拠点の整備	由良コミュニティセンターについて、地域活動拠点施設の機能を検討し、基本設計を作成したが、今後、地震津波対応も含めた建設設計画の推進を図る。 田川、小堀及び加茂地区等の老朽化したコミュニティセンターについて、地域活動拠点施設に必要な機能について地域住民と協議してきたが、引き続き必要な機能、役割及び整備方法などについて調査・検討を進める必要がある。	由良コミュニティセンターの整備
過疎地域における集落活動などの支援	朝日・温海地域に集落支援員を配置し、集落内での多様な課題について検討を行い、これからも集落に住み続けるための住民同士の話し合いを推進していく。さらに、今後は集落の課題解決に向けた取組みを支援する必要がある。	集落ビジョンの策定と課題解決に向けた事業への支援
結婚に向けた活動への支援	未婚化、晚婚化の進行に伴い、少子化の加速、地域コミュニティの活力低下などが懸念されている。これまでアンケート等による実態の把握、婚活イベントの開催、企業・団体と連携した婚活支援のネットワークづくりを進めてきたが、さらに結婚に向けた活動を支援する必要がある。	つるおか婚活支援ネットワークを活用した未婚男女の出会いの場の創出
自主防災組織の育成と支援	指導者講習会・プラッシュアップ講習会の実施や、コミュニティ防災支援員の設置、防災資器材等の助成など、自主防災組織の育成と支援に努めているが、今後も継続して取り組む必要がある。	自主防災組織への支援
自主防災組織と消防団の連携の強化	平日日中や勤務中等の災害時の消防体制確保のため、消防団活動協力員制度などを実施しているが、消防団を含めた地域の防災組織の弱体化は進んでおり、自主防災組織と消防団の一層の連携が必要となっている。	消防団活動協力員と自主防災組織との連携体制の構築

地域の防災体制の確保・強化	大規模災害に対応するため、洪水ハザードマップの整備に続き、土砂災害ハザードマップの作成、さらには津波ハザードマップの作成などの早期整備による、防災体制の強化が求められている。 現在の地域防災計画については、これまで見直しを進めてきているが、東日本大震災の教訓から更なる検証が求められている。	土砂災害ハザードマップ及び津波ハザードマップの作成 地域防災計画による防災体制の確保
消防機能の整備・充実	消防力の整備需要に対応していく必要がある。 山形県消防救助デジタル無線基盤設計実施協議会に参加しながら、デジタル化の検討を進めており、平成28年5月までの移行を図る必要がある。	消防分署の効果的な再整備計画の検討 消防救急無線デジタル化に向けた調査・設計
庄内自然博物園構想の推進	基本構想、基本計画に基づいた重点整備区域の整備が進められるとともに、湿地保全センターによる保全活動等も積極的に展開されている。今後も自然を生かした学習活動等の基盤づくりの推進が求められている。	森林、湿地等の保全活動と自然学習活動の展開
環境基本計画の策定	本市の環境の現状と課題の整理が完了したことを受け、計画策定に向けた検討を進めており、本市の環境施策の基本となる計画の策定が求められている。	新環境基本計画の策定
地球温暖化防止対策の推進	平成20年度に鶴岡市役所エコオフィス推進計画を策定し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいるが、平成21年度のエネルギー使用量削減は、まだ全ての事務・事業の約4割程度の対象範囲であることから、より広範な取組みが求められている。	鶴岡市地球温暖化対策実行計画（鶴岡市役所エコオフィス推進計画）の推進
環境に配慮したエネルギーの活用促進	本市のクリーンエネルギーについて、昨年度基礎的データの整理を行つており、今後それを踏まえた本市におけるクリーンエネルギーの方向性について整理する必要がある。また、具体的な導入をいかに推進していくかが課題である。	地域エネルギー（森林バイオマス、小規模水力、太陽光等）の普及促進に向けた調査・検討
資源循環型社会構築マスタープランの策定	循環型社会形成推進基本法に基づき、本市における資源循環型社会構築の基本方針を定めていくことが求められている。	資源循環型社会構築マスタープランの策定
ごみ減量・リサイクルの推進	消費者団体・市民を対象にクリーンコンソーシアム座談会を開催し、市民主導型の組織づくり進めているが、まだ不十分な浸透状況となっている。また事業系一般廃棄物については、更なるリサイクル推進が求められている。	環境にやさしい消費者（クリーンコンソーシアム）運動の推進と優良リサイクル事業者認証制度の導入
◎鶴岡市一般廃棄物処理基本計画における数値目標		
・ごみ総量	H16:47,558t ⇒ H27:38,065t	現在(H23.3) 43,656t ・市民一人あたり H16:600g ⇒ H27:540g
・生活系ごみ排出量	H16:31,601t ⇒ H27:26,506t	現在(H23.3) 31,487t ・リサイクル率 H16:14.6% ⇒ H27:18.9%
・事業系ごみ排出量	H16:15,957t ⇒ H27:11,559t	現在(H23.3) 12,168t ・資源回収量 H16:6,009t ⇒ H27:5,788t
・施設資源化率	現在(H23.3) 60.6%	現在(H23.3) 45.09t 現在(H23.3) 14.1%

第2章 健康福祉分野 —ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
子育てに係る健診などの充実	任意予防接種（子宮頸がん、インフルエンザ菌 ิ 型、小児用肺炎球菌）への助成により、経済的負担の軽減、疾患の発症・重症化を抑制することが図られるとともに、妊婦健診についても、経済的負担の軽減や安全安心な妊娠出産の環境が整備されてきているが、平成24年度以降の国との財政措置が不透明であることから今後の動向を注視する必要がある。	任意予防接種に対する正しい情報の提供と支援及び安心安全な妊娠出産及び子育て支援
健康診査の充実による健康づくり意識の啓発	鶴岡市がん検診受診向上対策検討委員会を設置し、効果的な取組みについて検討し、報告書として整理しているが、今後はその検討結果に基づいた取組みを推進する必要がある。	がん検診受診率向上に向けた取組みの推進
ヘルスアップセミナーの充実	ヘルスアップセミナーの実施や修了者（健康づくりサポート）の組織育成、地域関係組織との協働や連携を強化し、生活習慣病対策の一環として今後も取組みを進めねる必要がある。	個別健康支援プログラム（ヘルスアップセミナー）の実施と「健康づくりサポート」の育成・組織化

◎いきいき健康つるおか21保健行動計画における数値目標		
各種がん検診の受診者数	各種がん検診の要精検者の受診率	
・ 胃がん H19:21,102人⇒H24:24,000人	現在(H23.3) 19,1174人	H19:91.1%⇒H24:100% 現在(H23.3) 94.5%
・ 大腸がん H19:23,386人⇒H24:26,000人	現在(H23.3) 21,675人	H19:73.5%⇒H24:100% 現在(H23.3) 72.7%
・ 子宮がん H19:11,355人⇒H24:13,800人	現在(H23.3) 11,639人	H19:75.2%⇒H24:100% 現在(H23.3) 66.1%
・ 乳がん H19:5,155人⇒H24:6,000人	現在(H23.3) 5,959人	H19:73.3%⇒H24:100% 現在(H23.3) 71.7%
・ 肺がん H19:28,060人⇒H24:29,500人	現在(H23.3) 24,420人	H19:81.7%⇒H24:100% 現在(H23.3) 78.7%

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
こころの健康づくりと自殺予防対策の推進	本市の自殺死亡者は横ばい状態であるが、自殺ハイリスクである働き盛り世代への働きかけなど、各年代層に応じた相談体制整備や医療も含めた関係機関とのネットワークの強化などが課題になっている。	普及啓発事業、個別ケア事業及び支援ネットワーク体制の推進
市民の主体的な支え合い活動を推進する福コミニティの構築	平成23年3月に本市の地域福祉の方向性を定めた鶴岡市地域福祉計画を策定したが、今後はその計画に基づいた取組みを推進する必要がある。	関係機関のネットワーク構築による地域福祉計画の推進
生活課題に関する相談・支援体制の強化	失業による生活困窮など、急増する相談案件に対応するため、面接相談員、就労支援員を配置し、相談・就労支援の充実が図られている。当面相談件数は減少傾向にないことから、引き続き人的措置を図っていく必要がある。	専任面接相談員及び就労支援員の継続配置
相談支援事業の再編強化と地域生活の自立支援のためのネットワークの推進	平成22年度より障害者相談支援センターを設置し、身体・知的・精神の各障害の窓口を一元化した相談体制を整備したが、公的機関あるいは事業者だけでは解決できないケースも多く、関係者によるネットワークを構築し、適切な対応を図る必要がある。	障害者自立支援協議会の設置による障害者の自立支援
介護保険施設の充実	施設整備については、介護保険事業計画に基づき計画的に整備を進めてきたが、要介護高齢者の増加が著しく、申込者の多さからも不足感が否めないことから、今後の施設整備について検討する必要がある。	第5期介護保険事業計画（策定中）に基づく計画的施設整備
高齢者の地域支援体制の整備	年々相談件数も増加し、相談内容も深刻・複雑化していることから、専門職種（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）の連携した対応が必要とされている。	在宅介護支援センターの地域包括支援センター移行による相談支援機能の強化

◎いきいき健健康つるおか21保健行動計画における数値目標

・自殺死亡数 H17:37.5人 ⇒H24:30.0人以下(10万人あたり 3ヵ年平均) 現在(H22.3) 29.7人

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画	
		実施内容	目標
過疎地域の高齢者支援	過疎地域における高齢化率の割合は非常に高いことから、生活交通の確保、豪雪対策、地域医療の確保、買い物支援等の高齢者支援	生活交通の確保、豪雪対策、地域医療の確保、買い物支援等の高齢者支援	
認知症対策の推進	認知症高齢者の増加に対応し、見守りサービス、認知症ネットワーク体制検討会議、特定高齢者認知症予防事業等に取り組んできたが、今後も増加傾向が予想されることから、引き続き対策が必要である。	認知症高齢者を支える地域ケアシステムの整備の推進	
子育てに関する相談・支援体制の強化	核家族化の進行、女性の社会進出、ひとり親家庭の増加などを背景に、子育てに様々な困難が生じている。そうした状況を踏まえ子育ての不安解消や虐待防止などの多様なニーズに対応するため、子ども家庭支援センターを核とした子育てに関する相談・支援の一層の推進が求められている。	子ども家庭支援センターを核とした総合的な相談・支援体制の充実、子育てサークルの育成・支援、ファミリーサポートセンター事業の推進	
保育サービス及び保育施設の充実	保育ニーズの多様化に対し、早朝・延長保育や乳児保育、休日保育や病児病後児保育などを実施し対応しているが、市街地を中心とした保育ニーズに対し、適切な対策を講じていく必要がある。	保育需要に応じた保育サービスの拡大と適切な増改築、民間活動を生かした民営化の推進	
放課後児童対策の推進	これまで国・市で放課後児童クラブへの支援を行っているが、今後も地域の実態に対応した形で、子どもの居場所づくりを進めしていく必要がある。	国の子ども・子育て新システムの情報収集と適切な支援	

◎いきいき健康つるおか21保健行動計画における数値目標			
・生活機能評価実施者数 H20:47.8%⇒H24:47.8%以上	現在(H23.3)	34.6%	
・認知症特定高齢者候補者数 H20:2.7%⇒H24:2.7%以下	現在(H23.3)	3.9%	
・介護認定者の認知症者数 H20:21.4%⇒H24:21.4%以下	現在(H23.3)	22.9%	

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
地域医療連携の推進と 医療の機能分担	医療連携のスマートな実施のため、「かかりつけ医」制度の周知、鶴岡地区地域医療情報ネットワーク推進協議会における関係者の情報共有、地域連携パスの導入などを進めている。今後より一層、地域医療の連携を推進する必要がある。	「かかりつけ医」制度の周知、地域連携パスの充実、新たな情報ネットワークシステムの導入等
在内病院の機能充実	研修医を含めた医師の確保については、大学への要望等診療機能の維持、充実を図っているが、今後も医師確保に務める必要がある。看護師についても毎年増員を行い人員確保に努めているが、県外病院での長期派遣による認定看護師等の取得など、今後も継続してスキルアップに取り組む必要がある。	医師確保のための大学への要望、臨床研修病院としての研修プログラムの充実、7対1看護体制の実現、長期研修派遣等による看護技能の向上
休日夜間診療の機能拡充	休日夜間診療所における平日夜間の患者数は平均7人弱にとどまっており、庄内病院が二次救急医療機関（主に入院治療や手術を必要とする重症患者に対する機能分担）として機能分担が図れるよう、市民への周知を一層図つていく必要がある。	休日夜間診療所の平日夜間診療と休日夜間診療所の機能周知の徹底
在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実	庄内病院内「緩和ケアサポートセンター」では、がん患者や家族からの相談や悩みが寄せられ、問題解決の窓口として機能している。平成22年度で終了した、厚生労働省の「庄内プロジェクト」を継承し、新たに平成23年度に南庄内緩和ケア推進協議会を設立し、がん対策事業に取り組んできた。	南庄内緩和ケア推進協議会の充実による事業の推進、退院後の在宅患者及び家族へのサポート体制の充実
周産期母子医療の推進	平成22年4月に県の地域周産期母子医療センターの指定を受け、院内に周産期母子医療センターを整備し、専門の医師が24時間常駐するとともに看護師を16名配置しているが、引き続き施設の充実を図る必要がある。	新生児集中治療室の増床に伴う施設整備
災害時の患者受け体制の確立	大規模災害等を想定し、簡易ベット、毛布、医薬品、燃料等の備蓄を進めるとともに、災害時の訓練を実施している。今後、訓練の継続とともに対応マニュアルの見直しが必要である。	大規模災害等を想定したマニュアルの見直しと訓練の継続実施

第3章 教育文化分野

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
新しい学習指導要領への的確な対応と学習環境の充実	新しい学習指導要領の重点等について、継続的に研修会や講演会を開催し、理解を深めている。また小学校には、教師用指導書・指導資料等を整備しているが、平成24年度からは中学校への整備が必要となっており、4年サイクルでの更新も必要とされている。	中学校への教科書、指導書、指導資料等の整備と教職員に対する必要な研修の継続実施
教育相談及び特別支援教育体制の強化	平成19年度から特別支援教育コーディネーターの養成講座を実施し、これまでの取組みにより特別支援教育に対する認識は高まっている。しかし、発達障害児などの支援対象児童生徒の増加への対応は、教員の指導力の向上だけでは限界があり、人的支援体制の充実や一貫した支援体制が求められている。	「特別支援教育コーディネーター連携会議」の定期開催と「鶴岡市教育相談センター」の充実
学校施設・機能の整備・充実	学校耐震対策事業については、耐震診断の結果「補強が必要」と判断された建物について耐震化を進めており、これまで21棟の建物の耐震化を（改築を除く）実施しているが、今後も計画的かつ速やかな対応が必要である。	学校施設耐震化率100%をめざした小中学校施設の改築・耐震化の計画的実施
適正な学校規模・配置の実現	児童数の減少による学校の小規模化、複式学級の設置が進んでおり、平成22年度に「学校適正配置検討委員会」で学校統合の方向性の検討を行い、平成23年度には地域住民への説明会を行った。今後、地域内での検討を深めながら地域住民との合意形成を図る必要がある。	適正な学校規模・配置等に関する地域検討委員会・懇談会の設置による地域住民の合意形成の促進
生命科学の若い人材育成の推進	「全国高校生を対象とした合宿プログラム」や「高校生バイオサミット」を開催し、全国の高校生が鶴岡のバイオサイエンスに注目する機会となつたが、今後も若い人材の育成を推進する必要がある。	若い人材の育成・定着への基盤形成につながる取組みへの支援

◎鶴岡市建築物耐震改修促進計画における数値目標

- ・小中学校の耐震化率 H19:54.0%→H27:100% 現在(H23.4) 77.8%

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
慶大先端研の世界最先端の研究開発の促進	本市では世界の追隨を許さない研究環境としてバイオサイエンスパーク及び鶴岡市先端研究産業支援センターの整備等を行い、その先端研の取組みは県の評価委員会からも非常に高い評価を受けるなど、着実な成果を上げており、今後も研究開発の支援を行って行く必要がある。	教育研究機関に対する支援の推進
高等教育研究機関への支援と連携の促進	地域資源の活用による地域振興が求められる中、本市の憲また高等教育研究機関の集積を生かし、連携を強化充実することでこれまで多くの成果を上げている。今後も連携を充実させることで「知の拠点」としての効果を存分に発揮していく必要がある。	農学部地域産学官連携協議会」等への支援
豊かな自然のなかでの子ども育成	豊かな森林の中での子どもの保育や小学生の森林体験学習あるいは大鳥自然の家を拠点とした環境教育などについて一定の評価を得ているが、本市の自然を生かした取組みとして引き継ぎ取り組むことが求められている。	豊かな自然環境を生かした子どもの保育、自然体験、環境教育等の推進
市民の芸術活動の環境の充実	老朽化が進む加茂水族館について、安全面での対応はもとより、海洋学習、生命学習の場としての機能拡充が求められており、現在、改築整備を推進している。	加茂水族館の改築整備
スポーツ推進計画の策定	芸術文化協会など芸術関係団体や多くの市民の努力と連携により、鶴岡アートフォーラムなどで芸術文化活動が活発に行われている。一方で老朽化の著しい文化会館の再整備が課題となつており、現在整備検討委員会等において広く市民の意見を聞きながら基本計画策定に向けて検討を進めている。	文化会館の改築整備
	スポーツ振興法が平成23年8月に全部改正され、スポーツ基本法が施行されており、今後の策定する計画を踏まえて本市のスポーツ関連施策の基本的指針となるスポーツ推進計画を策定する必要がある。	国のスポーツ基本計画の策定を踏まえたスポーツ推進計画の策定

第4章 農林水産分野

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
担い手の育成・確保と経営支援	米の消費量の減少や農産物価格の低迷により農業経営が厳しさを増す中で、担い手の農業経営の安定化を図るため、認定農業者の経営力向上に向けた各種支援や農地の利用集積、集落の実態にあわせた集落営農の組織化を進めていく必要がある。	認定農業者など担い手の育成・確保に向けた支援・指導及び集落営農の組織化への支援
新規就農者・農業後継者の自立支援とネットワークづくり	雇用情勢が厳しい状況の中、「農の雇用」が増加しており、本市としても新規就農者やリターン者が農業に魅力と生きがいを持って就農し、地域の担い手となるような体制の構築とともに、若い農業者及び農業後継者で組織する団体の育成を進める必要がある。	新規就農者等への農業用機械施設の導入や農地取得への支援及びネットワークづくりへの支援
売れる米づくりの推進	共同乾燥調製施設の改修等に支援を行うとともに、栽培技術の研鑽に係る事業に支援し、低コスト生産、良食味米生産を推進している。今後、需要に応じた米づくりを更に進める必要がある。	高品質・良食味及び有機、特別栽培等の安心感のある米づくりのための生産技術向上への支援
地域の特性を生かした農業振興の推進	地域農業は、その立地条件や自然環境などの違いにより、地域の特性を生かしながら環境条件に適した農産物の生産を振興してきたが、今後も各地域の特色を發揮した取組みを推進する必要がある。	「つるおかアグリプラン」に基づく各地域振興施策の推進
中山間地域の農業活性化	これまで集落営農ビジョンの策定に向けて座談会等の開催を進めているが、高齢化、後継者不足への対応として集落営農の推進等が求められている。また、共同活動や農地の多面的機能の維持・保全に取り組んでいるが、耕作放棄地の増加など、中山間地域の環境保全の取組みを継続する必要がある。	集落営農や共同作業の組織化・農産物の販路拡大への支援及び中山間地域の環境保全の推進

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
在来作物の生産と消費の拡大	8月8日をだだちや豆の日に制定するなど、本市の在来作物のPRなどに取り組んでいるが、今後、在来作物の生産者を増やす取組みや生産技術の伝承、種の保存に係る取組みを進める必要がある。	生産技術の伝承や生産者増加の取組みへの支援及び少量生産、高附加值販売に係る取組みへの支援
環境に配慮した農業の振興	消費者から選ばれる産地づくりを推進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全の効果の高い環境にやさしい農業として、有機栽培・特別栽培等に取り組む農業者の拡大を図る必要がある。	エコファーマーの認定の促進、有機・特別栽培の農産物認定認証制度の普及促進
優良堆肥の生産を支える耕畜連携の推進と畜産の振興	環境保全型農業の推進を図るためにには有機性堆肥の安定的な確保が必要不可欠であるが、高齢化や後継者不足の問題、畜産物価格の下落や飼料価格の高騰など、畜産農家を取り巻く環境は厳しさを増している。耕畜連携による堆肥の安定供給体制の構築とともに、持続可能な畜産の営農モデルを模索しその振興を図っていく必要がある。	安定的な生産流通システムの検討及び機械・施設導入、自給飼料の生産拡大などに対する支援
農業生産基盤の維持及び整備推進	本市の水田ほ場整備はほぼ完了し、作業効率の向上や農業経営体の規模拡大に大きな役割を果たしてきたが、基幹水利施設の老朽化や転作田の畑地化への対応など、今後も農業生産基盤を計画的に整備する必要がある。	再整備が必要な水田・基幹水利の計画的改修の推進
鳥獣被害防止対策の推進	深刻化する鳥獣被害の拡大が、減収のみならず農業者の生産意欲を低下させ、耕作放棄地の増加や地域活動の停滞を招いており、鳥獣被害防止対策協議会の活動等により一定の成果を上げているものの、被害地域が一体となつた取組みを普及・拡大させていくことが必要である。	地域が一体となつた鳥獣被害防止対策の推進
持続可能な林業経営の検討と推進	木材価格の低迷や従事者の高齢化などにより、林業経営は非常に困難な状況になっている。現在、集約化計画をまとめ森林経営計画の作成を進めている。	持続可能な林業経営をめざした集約化施業の推進
林業生産基盤の充実	本市の約7割の面積を占める森林の適正管理と有効活用を図るためにも引き続き、林道、作業道等の林業生産基盤の整備に努める必要がある。また、森林整備についても積極的に推進し、森林の保全、良質材の生産を図る必要がある。	間伐などの森林施業及び作業道開設などの生産基盤の整備に対する支援

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
地域産木材の活用促進	森林資源の循環の観点から地域産材の活用が求められており、公共建築物や民間住宅建築による地域産材の需要拡大を進めが必要がある。なお、今年8月に木材乾燥施設を整備したが、今後、この施設の利用により地域産材の利用促進が期待されている。	地域産材の啓蒙と公共施設整備への地域産材の活用推進
森に親しむ機会の創出	これまで都市住民の森林地域への理解を深め、先進地との交流を図りながら必要な調査研究等を実施してきたが、森林文化都市の実現には、市民と森林とのふれあいを一つひとつ積み上げていくことが重要であり、着実な取組みが求められている。	「森の案内人」の養成、「森の散歩道」の整備、子どもの森林体験学習及び南シユヴァルツヴァルト自然公園との交流等
木質バイオマスの普及促進	本市の森林資源をクリーンエネルギーとして活用するため、スギ間伐材等のペレット化の検討に取り組んでいるが、実用化に向けた更なる調査検討を推進する必要がある。	木質ペレット等の普及促進などによる森林バイオマスの利用拡大
庄内浜産水産物の地域内外での流通・消費の拡大	近年の魚価は安値傾向が続いているが、学校給食用などの加工品開発による地産地消の推進や、海の産直センターによる内陸部での販売、中央市場への高品質活魚出荷などの取組みが進められているが、一層の消費拡大を図る必要がある。	新たな加工品開発及び関係機関との連携による庄内浜産魚介類の消費拡大の推進
漁港・漁場の整備・充実	本市の漁業は沿岸漁業が中心となっているが、沖合漁業と比べ漁場が狭く、限られた漁場の中で安定した漁獲を得られるための手立てが求められている。また、磯焼けや海水温の上昇等による漁獲への影響が懸念されている。	漁港の再整備と水産資源の増殖を図るためにの水産基盤の整備推進
漁業後継者・新規就業者との独立支援	本市の漁業就業者は、平成13年以降の10年間で60人の新規就業者があつたが、引退や廃業などの方が多く、減少傾向が続いている。今後も雇用創出基金事業による漁業後継者育成事業の活用等により、新たな漁業就業者の確保・育成に努める必要がある。	山形県漁業就業者確保成協議会との連携による研修制度の充実や独立資金調達にかかる支援

主な施策	これまでの取組み状況等 今後の主な計画
農山漁村地域の交流人口の拡大	<p>人口減少傾向にある農山漁村において、交流人口の拡大による活性化が求められている中、鶴岡市グリーン・ツーリズム協議会など引き続き連携しながら、グリーン・ブルー・ツーリズムの体制整備、人材育成を進めていく必要がある。</p>
農商工観連携、産学官連携による農林水産業の6次産業化	<p>農林水産物価格が低迷する中、第1次産業の生産者が加工、流通、販売の付加価値を獲得して農林水産業所得の向上に結び付けていく6次産業化の推進が求められている。研修会や有識者懇談会の開催、意欲的な農林水産業者の支援を行ってきたが、引き続き取組みを支援していく必要がある。</p>
農商工観連携の促進	<p>「つるおか農商工観連携総合推進協議会」を設立し、関係機関の連携体制が構築されているが、今後個別事業者へのきめ細かなサポートの充実とともに、面的・量的な拡大に向けた取組みを進める必要がある。</p>

第5章 商工観光分野

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これから時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
企業立地と取引拡大をめざす首都圏との人材ネットワークの構築	新たな企業立地や地元企業の取引拡大を図るため、首都圏の情報収集を目的とした地元縁故者などで構成される「ふるさと鶴岡産業活性化懇談会」を立ち上げているが、引き続き会員の拡大を図りながら、会員が活動しやすい環境を整える必要がある。	「ふるさと鶴岡産業活性化懇談会」の取組みの推進と組織の拡充
企業立地や既存企業の投資促進	新規企業の立地促進や既存企業の投資促進を図っていく必要があるものの、世界景気が悪化する中、新たな企業立地が難しくなっている。加えて農工法による課税免除及び減収補填制度が終了したことから、企業立地促進のために支援策を拡大したが、さらに企業の設備投資の促進策の見直しに努める必要がある。	企業立地促進法に基づく優遇措置の情報提供及びより魅力ある優遇措置や支援策の検討
バイオを中心とした高度な産業集積の促進	先端研究産業支援センター拡張施設への新たな企業・研究機関の立地誘導を促進するとともに、地域企業の参画による食品、健康・医療分野に関するプロジェクト研究の推進や、関連ベンチャー企業の成長支援、新規ベンチャー創出を推進する必要がある。	農作物などの高附加值生産、健康長寿への貢献における産業化等、先端研の研究成果を中心とした戦略的取組みの推進
鶴岡シルクのブランド化と一貫生産の実現	全国で唯一鶴岡だけが、絹の一貫生産工程が残っており、文化的、伝統的側面もあわせた形での振興発展が求められている。養蚕業のみならず、桑葉や絹などを使った新商品開発など、鶴岡シルクのブランド化と一貫生産の振興に向けた具体的な取組みを引き続き推進していく必要がある。	「鶴岡シルクタウン・プロジェクト」の推進
食文化創造都市の推進	本市が持つ多様な食文化を国内外にアピールし、地域が守り育ててきた食の多様な文化を継承発展させるとともに、地域の観光、飲食業、農林水産業、食品製造業等の活性化やまちづくり、学術面でも新たな価値を生み出していくことが求められている。	コネスコ創造都市ネットワークへの加盟にかけた食文化創造都市の推進
緊急雇用対策の推進	本市の雇用情勢について依然厳しい状況が続いているが、引き続き離職者・新規高卒者等への就業・生活面での支援が必要とされているが、国の雇用創出基金事業が平成24年度で終了する（一部は平成25年度まで）ことから、今後の国との動向を注視する必要がある。	関係機関と連携した就業支援及び必要に応じた国への雇用創出対策継続への要望

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
意欲ある起業者の育成	意欲ある商業者や新規開業を目指す者が起業できるよう、経営ノウハウの蓄積等によるレベルアップが求められている。今後も各種講座の開催など、商工会議所や商店街が連携し、中心商店街の空店舗の活用になどによる起業家育成を支援する必要がある。	中心市街地の空き店舗などへの食闘連業種出店などの起業支援
テーマ観光、体験型観光の充実	近年の観光形態は、団体型旅行から個人・家族・小グループ型旅行への移行が進み、多様化していることから、観光のニーズを踏まえてテーマ観光・体験型観光の推進を図つていく必要がある。	歴史文化や四季の自然、郷土食などを用いたテーマ型、体験型観光の充実
広域連携を生かした観光メニューの充実	観光の形態・ニーズが多様化するなか、行政と観光関連団体などが連携し、魅力ある広域観光を継続して推進していく必要がある。	日本海さらさら羽越観光圏整備計画の事業推進
温泉街の魅力の向上と賑わい創出	本市の温泉地の入込み客数は減少傾向にあるが、温泉街等への宿泊は他の観光施設などへの波及効果も大きいことから、ハード・ソフトの両面から温泉街の魅力を向上させる取組みや体験メニューの充実などが必要となっている。	ハード・ソフト事業による温泉街等の魅力づくり
観光客の受入環境の充実	本市の観光資源はそれそれが点在しているため、2次交通（鶴岡）に来てから（交通手段）の充実が求められている。また外国人向けパンフレットの作成や外国语表記の看板整備などインバウンド（外国人観光客）対応の推進に努めているが、引き続き受入環境の整備を進めていく必要がある。	点在する観光資源を結ぶ二次交通の強化及びインバウンドの誘致の推進と英語版パンフレット更新などの受入環境の充実
効果的な観光情報の発信	観光情報の収集方法が多様化する中で、観光案内・情報提供機能・口コミ情報等の一層の充実を図るため、これまで観光大使などを活用し鶴岡のPRを実施してきたが、今後も効果的な情報発信の方法を検討していく必要がある。	ICT技術を活用した効果的な情報発信と觀光大使事業の推進

◎鶴岡市中心市街地活性化基本計画における数値目標

・主要な観光施設年間観光入込み客数 H18:157,100人⇒H24:212,100人 現状(H23.3):262,900人

◎日本海さらさら羽越観光圏整備計画における数値目標

・観光入込み客数 H19:1,765万人⇒H25:2,030万人 現状(H22.3):1,769万人

第6章 社会基盤分野

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
適切な土地利用、開発方針の設定	昨年度実施した空き家実態調査の結果、本市の空き家は約2,300棟どなつているが、老朽化した空き家は、地域の住環境に悪影響を及ぼすほか、その増加は地域活力の低下を助長する可能性もあることから、中長期的な視点での対策が求められている。	空き家の有効活用と危険防止対策の検討及び密集市街地における空き家発生の抑制
地域の個性を生かした景観形成	県立鶴岡病院の移転や国道112号線北改良事業による道路改良に伴い、土地区画整理の検討が必要となっている。	茅原地区における市街地整備の検討
中心市街地・まちなかの機能充実と魅力の向上	本市の城下町としての個性ある景観を担う歴史的建造物が、維持管理の問題や所有者の高齢化、担い手不足などの要因から失われつつある現状にあることから、歴史的風致の維持及び向上のため国の有効・有益な支援措置を活用するなど、その対策が求められている。	歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」策定と国からの認定
	シビックコア地区における国の第2回同庁舎建設誘致などに向けた関係機関への要望、鶴岡駅前のマリカ東館の有効な利用方法の検討、鶴岡公園整備基本計画の見直し、山王商店街の活性化支援、藤島地域の道路・公園の整備等が課題となっている	鶴岡駅前地区活性化の検討、鶴岡公園整備の検討、山王商店街フォローアップ、藤島元町整備等の推進

◎鶴岡市中心市街地活性化基本計画における数値目標

- ・中心商業地区の自転車歩行者通行量(休日) H17:5,590人⇒H24:8,600人 現状(H23.9)3,841人
- ・中心商店街の空店舗数 H19.56店舗⇒H24:48店舗 現状(H23.7)54店舗

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
高速交通ネットワークの整備促進	庄内開発協議会など広域団体の活動を通じ、日本海沿岸東北自動車道の整備促進、羽越本線の高速化の推進、山形自動車道や庄内空港の利用拡大など、広域的な重要事業の実現に向けた継続的取組みが求められている。	日本海沿岸東北自動車道の県境区間の整備促進、羽越本線の高速化と安全・安定輸送の促進、庄内空港の運航拡充等
主要幹線道路の整備促進	国道112号鶴岡東バイパスの4車線化を始め主要幹線道路である国道・主要地方道・県道・街路の改良、更に交通安全対策や除雪などの維持管理等について、関係機関へ要望するとともに、市事業により促進する必要がある。	主要幹線道路整備等の関係機関への要望活動及び市事業による促進
観光客の安全を図る道路整備促進	「六十里越街道トレッキング」など朝日地域の自然環境を生かした観光事業に取り組んではいるが、訪れる人が年々増加しており、それに対応するため、国道112号横断施設の整備等が必要となっている。	旧六十里越街道の横断施設整備に向けた要望活動等の実施
土木構造物長寿命化計画の策定	幹幹線道路等の重要路線に係る橋梁については、点検を継続的に実施し、必要に応じた補修や架け替えを実施している。長寿命化対策については、平成21年度から橋梁点検を実施し22年度までに860橋中314橋の点検を実施し、23年度は218橋を実施する見通しどなっている。	橋梁の長寿命化修繕計画策定による計画的な整備
道路除雪体制の整備	冬季間の安全で円滑な交通確保のため、道路除雪や防雪対策を図る必要がある。特に郊外地における幹線道路では、地吹雪による交通障害が発生している箇所もあり、今後も継続的に整備を図る必要がある。また、除雪業者の減少などにより、今後の除雪体制のあり方にについて検討が必要となっている。	安全で円滑な交通確保のための除雪体制の整備と新たな消雪システムの研究及び市民協働の除雪体制の検討
公共交通輸送対策事業の推進	バスの利用者数の大幅な減少や県交付金の減額など厳しい状況の中、鶴岡市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス事業者と連携して基本となるバス路線（幹線）の充実を図るとともに、地域の状況に応じて新たなる公共交通ボランティア輸送活動等の取組みを促進する必要がある。	生活交通バス路線の安定確保と新たな公共交通システム等の調査研究
地域の活性化につながる住宅整備の促進	新設住宅着工戸数が減少傾向にある中で、地元の工務店・大工等による地域産木材を活用し、地域環境に配慮した住宅建設を促進することにより、地元住宅関連産業の活性化と良好な住環境の形成が求められている。	地域資源を活用した住宅建設活性化への支援

主な施策	これまでの取組み状況等	今後の主な計画
住宅の耐震化の推進	高い確率で発生が想定されている地震に備え、旧耐震基準により建設された住宅の耐震化の促進が求められているが、H27年度まで住宅耐震化率90%以上の目標に対し、H22年10月時点では70%にとどまっている。	住宅耐震化促進に向けた情報提供・啓発及び支援
住宅セーフティネットの整備・維持保全	低所得者などの住宅困難者に対する健闘で文化的な生活を営むための住宅セーフティネットとしての市営住宅の維持保全の継続が必要だが、その48.8%が築後30年以上経過の旧耐震基準であるため、長期利用を図るための計画的改修が必要とされている。	市営住宅の計画的な維持保全
安全な水道水の安定供給	老朽化した水道管の更新と耐震管の採用など、老朽化対策と耐震化対策の継続的な取組みが必要であるとともに、旧簡易水道施設の迅速な状況把握のための遠隔監視システムの整備と病原性微生物対策が必要とされている。	水道管の老朽化・耐震化対策と旧簡易水道施設の安全対策強化
下水道の整備促進	快適な生活環境と公共用水域の水質を保全するため下水道の整備を推進するとともに、市内近郊の民間宅地開発や局部的な豪雨などにより、浸水や冠水が発生しており、現状に則した雨水計画の見直しや幹線排水路の整備、改修が求められている。	公共下水道、農業集落排水、浄化槽の効果的な整備及び雨水対策の推進

◎鶴岡市建築物耐震改修促進計画における数値目標	◎鶴岡市水道ビジョンにおける数値目標
・住宅の耐震化率 H19:51.7%⇒H27:90.0% 現状(H22.10):70.0%	・管路の耐震化率 H20:8.2%⇒H28:9.8% 現状(H23.3):8.9%
・公営住宅の耐震化率 H19:88.9%⇒H27:100% 現状(H23.4):88.9%	
・特定建築物の耐震化率 H19:69.4%⇒H27:90.0% 現状(H23.4):75.3%	
・庁舎等(庁舎・消防)の耐震化率 H19:57.8%⇒H27:100% 現状(H23.4):61.0%	

3 計画の推進

(1)市民・地域・行政の協調・協力による地域の総合力の発揮

市民、地域、行政の協調・協力により地域の総合力を発揮して市政運営を行うため、下記の取組みを進める

施策名	これまでの取組み状況と今後の展開
「車座ミーティング」の実施	これまで（平成22年1～平成23年10月）47回の開催で、延べ1,400人を超える市民から参加いただいた。市民の声を直接聞くことにより地域の実態を把握し、それを的確に市政に活かすものとして、今後も引き続き取り組んでいく。
「鶴岡パートナーズ」の実施	市民の主体性を尊重し、市民と行政の協働のまちづくりを推進するものとして、市民からの事業提案に基づく事業の実施など、各種取組みを進めている。協働のまちづくりについて、具体的な取組みの拡大ヒー層の普及啓発を図る。
「鶴岡サポートターズ」の拡充	ふるさと納税の推進、観光大使の任命、ふるさと鶴岡産業活性化懇談会の取組みなど、鶴岡の支援者となる方々を「鶴岡サポートターズ」として位置付けてきたが、今後もそれらの拡充を図る。
「鶴岡まちづくり塾」の実施	若い市民のまちづくり組織として各地域の課題等について検討し、地域振興策の企画立案に取り組むとともに、総合計画実施計画の策定に当たって若い市民の目線から提言等をいたしている。今後、引き続き実施計画に対する意見聴取や企画立案を進めるとともに、企画した事業の実践や、市の政策課題の調査等に活動を広げていく。
男女共同参画計画の推進	昨年度策定した「鶴岡市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の形成に関する取組みを推進する。

(2) 地域主権（地方分権）への対応と行政改革の推進

行政ニーズが複雑多様化するとともに地域主権（地方分権）が推進されるなかで、自立的かつ効果的な施策の実施に向けて行政機能の充実強化とともに、より簡素な行政運営を図るために、下記の取組みを進める

施策名	これまでの取組み状況と今後の展開
行政改革大綱の策定と推進	現在、今年度策定した大綱及び実施計画の推進に取り組んではいるとともに、第2次の行政改革大綱の策定を進めている。総合計画の着実な推進には行政基盤の確立が不可欠であり、合併特例期間が終了する27年度以降においても財政の健全性を維持するため、引き続き行政改革に取り組む。
行政改革推進委員会の運営	これまで（平成23年10月末現在）13回の委員会が開催され、第1次行政改革大綱の策定にあたり意見が提出されたが、今後、第2次の行政改革大綱の策定に向けて協議を行っていく。
政策検討会議の実施	本市のこれからの方針性等について、有識者から提言等をいただいている。今後も中長期及び分野横断的といつた観点から取り組むべき政策課題について調査検討を行う。
定住自立構想の推進	これまで定住自立構想の推進に向けて、要件を満たす三川町、庄内町で研究会を立ち上げ、協議を進めている。今後は、中心城市宣言を行い、定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的な取組みを定める共生ビジョンを策定する。
職員の資質向上	職員の資質向上の取組みとして、政策立案研修、接遇研修、各種業務・職階に応じた研修など、多様なコースに対応した職員研修を実施するとともに、他機関主催の各種研修等にも職員派遣を行ってきている。今後人材育成基本方針を策定し、それに基づき職員の資質・能力の向上を図り、組織全体の活性化につなげる。

(3) 各地域の特色を生かした地域づくりの推進

各地域の持つ資源や特性を最大限に生かした特色ある地域づくりを、相互の情報交換を行いながら各地域庁舎を中心に推進する

施策名	これまでの取組み状況と今後の展開
地域振興推進事業	これまで各地域庁舎において地域振興ビジョン等に基づき地域活性化事業及び地域の課題調査等に取り組み、地域振興の施策を推進している。引き続き地域の特性を生かした特色ある地域づくりに取り組むこととし、今後は地域資源の更なる有効活用を図るため、本所・地域庁舎及び地域庁舎間の連携による地域振興策の一層の推進を図る。
地域審議会の開催	各地域庁舎の地域振興の取組みと連動しながら、各地域課題や特性に応じて協議テーマを設定し、今後の地域振興のあり方を検討している。地域課題の解決策や地域の活性化策について、市に対する提言とともに、地域振興事業等へ反映させていく。
地域振興対策会議の実施	各地域の課題解決に向けた重要な事項の全市的な調整や地域活性化に関する方策の検討を進めため、昨年度より市長、副市長、支所長及び関係部長による地域振興対策会議を実施しており、今後とも継続する。

各地域の取組み

地域名	これまでの取組み状況と今後の展開
藤島地域	<p>地元農産物の調査研究、販路拡大の取組みや産直施設の活用促進を図るとともに、地域の魅力アップのため藤にこだわった事業を行い、農業の先駆的な地域と藤島ならではの特性を生かした地域づくりに取り組んだ。</p> <p>今後、農業所得の拡大を図るために土地利用型園芸作物の推進や、さらなるエコタウンプロジェクトの推進など、農業関係機関・団体と連携を取りながら更なる農業振興を図っていく。また藤の花や伝統芸能などの地域特性をさらに発展させ、歴史公園などにも生かしていく。</p>
羽黒地域	<p>松ヶ岡や出羽三山の歴史的建造物や街並景観保全に向けた調査・検討を実施するとともに、映画ロケ地を活用した観光宣伝に取り組むなど、歴史文化の継承や観光振興の地域づくりに取り組んだ。</p> <p>今後、松ヶ岡や手向門前町の街並み景観、建造物の保全のため、歴史的風致の維持向上に向けた計画や事業を展開する。映画ロケを支援しながら新たな観光客の誘客促進を図っていく。</p>
櫛引地域	<p>黒川能などの伝統芸能の伝承支援や、米や果樹等を組み合わせた複合農業の振興を図りながら、水焰の能会場を活用した「くしひき夏まつり」の開催や、地域の課題解決に向けた婚活支援事業の実施など、地域づくりに取り組んだ。</p> <p>今後、黒川能をはじめとする伝統芸能の保存伝承活動の支援や、未婚化抑制のための婚活支援を引き続き行う。また、地域特性である果樹多品目生産を基盤にした農産物の加工・販路拡大等による「フルーツの里」の形成や、農家民宿開設など農業農村資源を多面的に活用したグリーン・ツーリズムを促進し、農業の6次産業化を推進する。</p>
朝日地域	<p>地域の特産物である山ぶどうの活用調査や農林産物の加工販売に向けたの調査・検討を行い、中山間地の農業振興に取り組むとともに、歴史、文化、自然環境等の地域資源を活用した地域づくりに取り組んだ。</p> <p>今後、特産品の月山ワインの販売拡大や小ロット農林産物加工の調査・検討など、地域の特性、資源を活用した中山間地ならではの農業振興施策に取り組むとともに、自然環境等の地域資源を活用した体験・交流活動を推進する。</p>
温海地域	<p>あつみ温泉の賑わいづくりの調査・検討をしながら、あつみ温泉への集客並びにPRと地域活力の向上のため「せせらぎの能」を実施した。また、遊休農地の活用を図るためにの支援に努めながら、地域づくりに取り組んだ。</p> <p>今後、あつみ温泉の魅力づくりを地域全体で取り組むとともに、集客イベントも地域が事業主体となり観光関係団体と連携して継続的な事業として実施する。遊休農地を活用した作付け拡大を推進していく。</p>

(4) 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望

国・県において地域の実態をきめ細かく踏まえながら制度・政策を立案・実施していくことが難しくなっていることから、市として地域の実態を踏まえながら具体的な制度・政策を積極的に国・県に対して提言・要望する。

建設計画主要事業の実施状況

【特定事業の状況】

(単位:件・円)

事業数	22
完了・着手	14
未実施	8
着手率	63.6%
当初計画事業費 ①	208 億 2700 万
H22まで実績額 ②	114 億 8800 万
②／①率	55.2%

【個別事業の状況】

(単位:件・円)

	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	計
事業数	22	12	17	41	19	19	130
完了・着手	18	6	11	14	16	16	81
未実施	4	6	6	27	3	3	49
着手率	81.8%	50.0%	64.7%	34.2%	84.2%	84.2%	62.3%
H22まで 実績額	113 億 2100 万	8 億 7100 万	14 億 3200 万	24 億 8000 万	10 億 3200 万	24 億 3300 万	195 億 6900 万

※着手率には平成 23 年当初予算に計上した事業も含む

建設計画主要事業実施状況(平成23年度当初予算時点)

No.	特個	地域	事業名	実施状況			
				完了	実施中	H23実施予定	未実施
1	特定	羽黒	ベースボールパーク整備事業				○
2	特定	羽黒	観光交流施設整備事業				○
3	個別	羽黒	西部わんぱく公園整備事業				○
4	個別	羽黒	坂ノ下玉川線道路整備事業		○		
5	個別	羽黒	門前町景観整備事業				○
6	個別	羽黒	町屋蛸井地区農道整備事業				○
7	個別	羽黒	市道手向11号線(アクセス道)駐車場周辺整備事業		○		
8	個別	羽黒	月山八合目レストハウス整備事業	○			
9	個別	羽黒	自然エネルギー(雪室)利活用事業				○
10	個別	羽黒	除雪機械格納庫建設事業	○			
11	個別	羽黒	羽黒中学校改築事業		○		
12	個別	羽黒	明るいまちづくり街路灯整備事業		○		
13	個別	羽黒	樹園地農道整備事業	○			
14	個別	羽黒	映画村交流基盤整備事業				○
15	個別	羽黒	中川代手向線道路整備事業				○
16	個別	羽黒	町屋小増川線道路整備事業		○		
17	個別	羽黒	松尾今野線道路整備事業		○		
18	個別	羽黒	黒瀬東山間道路整備事業		○		
19	個別	羽黒	国指定「松ヶ岡開墾場」修復事業		○		
計				3	8	0	.8

鶴岡市国土利用計画[素案]

《 目 次 》

1章 市土利用に関する現状と基本的条件の変化について	1
1 市土利用に関する現状	1
2 基本的条件の変化	1
2章 市土の利用に関する基本構想	3
1 市土利用に関する理念と基本的な目標・方針	3
2 地域類型別の市土利用の基本方向	6
3 利用区分別の市土利用の基本方向	7
3章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	10
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	10
2 地域別の概要（地域区分）	11
4章 3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	14
1 公共の福祉の優先	14
2 国土利用計画法等の適切な運用	14
3 地域整備施策の推進	14
4 市土利用の質的向上の展開	14
5 土地利用転換の適正化	16
6 市土の有効利用の促進	17
7 市土に関する調査の推進	18

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、鶴岡市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものであり、第四次山形県国土利用計画（平成22年3月）を基本とする。

さらに、この計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき策定された鶴岡市総合計画（平成21年1月）における基本構想に即して定められ、本市の目指す都市像「人くらし自然みんないきいき心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち鶴岡」の実現のため、市土の総合的かつ計画的な土地利用を進める上での指針となるものである。

なお、今後の社会情勢等の変化に対応し、必要に応じ改定を行うものとする。

1章 市土利用に関する現状と基本的条件の変化について

1 市土利用に関する現状

(1) 地勢

本市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に位置し、新潟県に接している。北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流している。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、市の西部は日本海に面し、磯浜が形成されている。東部は磐梯朝日国立公園に包含され、広大で自然豊かな市土を形成している。市域は、東西約43.1km、南北約56.4kmにおよび、面積は1,311.51km²と東北の市町村で最も広い。

(2) 市土利用の動向

ア 土地利用区分別面積の推移

平成21年における市土利用の状況は、農用地が14.0%、森林が73.0%、水面・河川・水路が3.0%、道路が3.0%、宅地が2.5%、その他が4.5%となっている。

農用地が減少傾向、森林のうち民有林が平成18年から平成21年に微増、水路が微減傾向、道路が微増傾向、住宅地が微増傾向、工業用地が微減傾向となっている。

イ 地価の動向

地価は、地域経済の低迷や人口減少により土地需要が弱含みに推移していることなどから、下落が続いている。

2 基本的条件の変化

今後の市土利用を進めるに当たり、次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(1) 少子高齢化を伴う人口減少、中山間地域・沿岸域における過疎化の進行

昭和60年以降、年少人口、生産年齢人口が減少、高齢人口は各地域とも増加し続けており、少子高齢化と人口減少が進んでいる。また、これまで一貫して増加してきた世帯数の伸びが鈍化傾向にある。

地域別では朝日、温海地域の人口、世帯数の減少が顕著になっており、中山間地域・沿岸域での過疎化の進行が懸念される。

人口集中地区（鶴岡市街地区）では人口が平成12年までは増加していたが、その後微減、面積は増加、人口密度は減少し続けておりスプロール傾向が見られる。市全域に占める人口、面積の割合が増加し続けており、市街地への集住傾向が継続している。

また、流入、流出人口が一貫して増加しており、合併による交流人口の拡大や地域間道路の整備の進展などが大きな要因と考えられる。

地域の人口定着に欠かせない雇用の面で重要な役割を果たしている製造業を中心とする企業では、2008年の世界的な金融危機を契機とする世界同時不況の影響を大きく受けたことが推測される。

(2) 市土の管理水準低下の危惧

農業粗生産額や林業産出額の減少とともに、農林水産業の従事者の高齢化と後継者・担い手不足などの影響により、耕作放棄地の増加や森林の粗放化などが進んでおり、農

地や森林の持つ多面的機能の低下などが危惧される。

(3) 郊外化の進展と中心市街地の空洞化

鶴岡市では、郊外地での住宅地開発やロードサイド型の大規模商業施設の立地が市域全体に与える影響を考慮し、コンパクトな市街地形成の方針のもとに、区域区分制度の導入、中心市街地活性化基本計画に基づく施策の推進などによって、郊外化の抑制と中心市街地の活性化に努めてきた。

しかしながら、中心商店街の商業環境は厳しさを増し、中心市街地の空洞化は進行している。また、空き家が増加傾向にある。

(4) 自然災害の増加と被害の甚大化、地球温暖化の進行と新たなエネルギーの確保

東日本大震災の発生により地震とともに津波に対する備えの重要性が認識されたほか、豪雪、豪雨、竜巻の発生など自然災害が増加し、被害が甚大化している。

また地球温暖化の危惧から、温室効果ガス削減の取組みの要請が高まっているほか、東日本大震災の原発事故による電力不足から、再生可能エネルギーの導入促進をはじめとする新たなエネルギー確保の取組みが求められている。

(5) 高速・広域交通網の整備進展

日本海沿岸東北自動車道の温海～鶴岡間が平成23年度末に供用開始予定となっており、同年8月には長年の懸案であった新潟県境区間について計画段階評価に着手することが発表され、引き続き高速道路網の整備が進展することが期待される。

また、国県道の整備などの広域交通網の整備が進んでいるが、今後とも国土全体のバランスや災害時の代替機能確保の観点などからも整備を進める必要がある。

2章 市土利用に関する基本構想

1 市土利用に関する理念と基本的な目標・方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。従って、市土の利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、本市の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

この理念の基に、本市では、合併を経て、新しい時代に向かって各地域が持つ豊かな自然や文化を普遍的な価値を有するものへと高め、一人ひとりが心豊かに、そして安全で安心に生活できる地域社会を形成していく上で、目指す都市像「人くらし自然みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」の実現を期し、併せて庄内の中心核都市としての責務を果たしていくものである。

本市土地利用においては、合併により市域は赤川流域をほぼ包含することになり、赤川はその水系に広がる流域に自然の恵みをもたらし、地域固有の文化を育む、市民にとってかけがえのない環境を創り出す源泉となっている。この恩恵を十分に享受しながら、将来にその素晴らしい景観や自然環境を残していくなければならない。

日本有数の穀倉地帯である庄内平野と、多様で広大な森林という豊かな資源を活かし、市民と森林、それと繋がる多様な自然環境とのよりよい関わり合いを深め、生活を一層豊かにしていくことが希求される。

これらの実現に向けて、市土利用をめぐる基本的条件の変化を十分に考慮し、以下の課題を踏まえ、市民の理解と協力のもとに市土利用を進める必要がある。

人口については、今後も少子高齢化を伴った人口減少が進むことが予想されるが、高速交通網の整備や地域資源・特性を活かした産業振興を一層進めることにより、人口減少に一定の歯止めをかけることが期待される。

また都市構造は、市街地周辺部での宅地化と中心市街地の空洞化が進行しており、都市地域の拡大が緩やかに進む一方、市街地の低未利用地の増加が予想され、その利活用に向けた対策が求められる。

経済社会活動については、高速・広域交通網の整備の進展は勿論のこと、情報通信技術の進化に伴う情報化が様々な分野で進展しており、社会経済のグローバル化が一層強まる見通されるが、産業全体を取り巻く環境は依然厳しい状況が見込まれるため、先端生命科学を駆動力とした地域イノベーションの推進や、豊かな農林水産業資源を活かした食産業群の形成など、市場環境を創造的に活性化させる産業を育成し、国内外との交流を図っていくことが求められる。

加えて、農業従事者の減少・高齢化等により農地が遊休化し、農地や森林のもつ多面的機能の低下が危惧されている一方、東日本大震災をはじめ集中豪雨などの天災や異常気象がたびたび発生しており、水害等に対する農地の一層の保全対策が必要となってきているほか、住民の防災意識や、環境問題、エネルギー等への関心が非常に高まっている。

る。農業基盤施設の整備・改良による保全はもとより、農地や森林がもつ自然のシステムを活かした持続可能な利活用等により、市土の維持・管理を適切に進めていくとともに、豊富な森林や自然エネルギーを背景とした温室効果ガス削減の取組み、低炭素で安全なエネルギー確保の取組みなどを進める必要がある。

従って、今後の市土利用にあたっては、人口動態等の見通し等から、全体として土地需要は鈍化し、土地利用の転換も従前ほどの動きは想定されないが、経済社会の構造変化に伴う土地需要や、高速・広域交通網の整備進展、新しい産業の創出、農用地の耕作放棄からの再生、再生可能エネルギーの確保の取組みなどが今後見込まれることから、市土の有効利用に配慮し、きめ細かな土地需要の調整を図っていく必要がある。

土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと等を踏まえつつ、土地の特性を有効に活用するため、都市的土地利用と、農林業的土地利用を含む自然的土地利用との調和を図りつつ、計画的かつ総合的に行うものとする。

また、土地利用の一層の質的向上を図り、市土を良好な状態で次世代に継承していくため、主に次の五つの方針を基本としながら、市民、住民組織、NPO、企業、高等教育機関、行政が協調・協力し、総合的に市土の保全・管理に取り組むこととする。

(1) 安全で安心な市土の整備

市民の生活、生産活動の基盤となる市土を保全し、生命と財産を守り安心して住み続けられる市土を形成するため、地形等地域の特性を十分考慮し、自然条件と土地利用配置との適合性及び土砂災害、洪水、地震、津波、豪雪、雪崩等への対応に配慮し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、全ての年代の市民が住みやすい生活環境の整備に努める

(2) 生き生きとした市土の創造

地域の活力を高めていくため、高速・広域交通網等社会基盤の整備を図りつつ、地域の歴史、文化、景観等すべての地域資源を活用し、市民、地域、行政、高等教育機関、企業などの多様な連携・協働で、地域の「総合力」を発揮して新たな価値を創造し、次代を担う若者にも魅力ある生き生きとした活力ある市土づくりを進める

(3) 美しい市土の形成

地域全体の利便性を考慮した都市機能の集約、城下町の都市構造の維持、広大な田園や豊かな山林風景の保全、史跡・文化財の保護などを通じ、鶴岡の魅力あるかけがえのない景観を創出し、次代に引き継いでいく

(4) 自然と共生する市土の形成

農用地や森林、沿岸域の持続的な利用や、水資源、緑地・水辺空間等の積極的な保全・創出を図り、人と自然とのふれあいを深めるとともに、公益的機能の高度な発揮、環境負荷の軽減や自然エネルギーの創出等に努め、自然と共生する市土利用を進める

(5) 既存ストックを活かした市土の利用

これまで蓄積された既存の公共公用の土地・建物等の社会資本ストックについて、計画的な維持改修等により、より長く効果的に活用できるように努めるとともに、施設の運営についても、地域の実情に応じた効率的、発展的な手法を幅広く検討し、快適な生活環境の維持向上と地域産業の振興に資するよう努める

2 地域類型別の市土利用の基本方向

(1) 都市

都市については、今後は人口減少と世帯数の増加の停滞が想定されることから、今後も市街地の拡大は抑制するとともに、既成市街地の土地や社会資本ストックの有効活用に配意し、人口規模に応じたコンパクトな市街地の維持に努める。

特に既成市街地の中心部においては、城下町の都市構造の維持や景観の保全に配慮しつつ、文化性を高める戦略として市民全体に必要とされる都市機能の集積を図るなど、土地の高度利用を進める。また中心商店街の一層の活性化や、市街地に増えつつある低未利用地の有効利用により、居住環境の改善を図り、人が集まり、回遊し、住み続けられる、落ち着きと賑わいのあるまちなかの再興をめざす。

各地域の中心地区においては、それぞれの歴史と文化、地域の特性を踏まえた上で、必要な都市基盤の整備や良好なまちなみの形成を着実に進める。

また、東日本大震災や度重なる異常気象による被害を踏まえ、災害や雪に強い都市構造の形成に一層努めつつ、合わせて高齢者や障害者、子ども等の生活に配慮した快適で住みよい都市生活環境の形成を図る。

(2) 農山漁村

農山漁村については、地域ごとの特性と、森林や川、農地、沿岸域のもつ多面的役割と生態系の一体性を踏まえ、自然環境の保全と生産活動の振興を図るとともに、これと調和した快適な居住環境の整備が求められる。農地の流動化や圃場の大区画化、後継者の育成、優良農用地や森林等の確保と管理水準の維持に努め、生産基盤の一層の整備や耕作放棄地等の解消などにより、集落機能の維持・発展を図る。

特に、豊かな自然と人の生活の接点ともいえる中山間地については、美しい風景や貴重な伝統文化が残り、里山などの身近な森林資源の体験・交流の場等としての利活用や、自然災害の防止や有害鳥獣対策に対応した土地の利活用、さらには森林を含め環境全体の保全・循環のための利活用など、人の活動と自然との多様な関係の場としての機能を有している。一方で、高齢化、過疎化の進行、コミュニティ機能の低下、耕作放棄地の増加といった課題にも直面しており、今後さらに地域活力の維持向上に努める必要がある。

また同様に、海など多様な自然と人の暮らしとの接点である沿岸域では、漁業体験や各種海洋レクリエーション、海の見える開放的な居住空間、海の幸・山の幸双方の豊かな恵みといった本市沿岸域ならではの魅力を有する。これを一層発揮して、人と自然が共生する活力ある地域づくりを進める必要がある。

このほか、田園風景と一体となった農山漁村景観の積極的な保全を行ながら、市内外の都市との農村交流を促進し、一層の地域活性化を図る。

また、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保に努めるとともに、自然的土地条件や防災施設の配置を考慮した土地利用の誘導、災害危険地域の解消等により、災害に強い農山漁村づくりを進める。

(3) 自然維持地域

豊富な森林をはじめ高い価値を有する原生的な自然地域や野生動植物の重要な生息・生育地、すぐれた自然景観地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、適正に保全することを基本とし、あわせて、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図る。

3 利用区分別の市土利用の基本方向

(1) 農用地

農用地については、農業が本市の基幹産業として重要な地位を占めており、日本の食料生産基地の一つとしての役割に寄与していることを踏まえ、新たな農業政策や国際貿易ルールの変動等により内外の産地間競争の激化が予想される中、農用地は農業生産力の維持・向上や高付加価値化への対応に必要不可欠であり、災害防止、水源涵養及び環境保全等公益的機能を有することから、今後もその保全と整備を図る。

優良農地は原則として他用途に転用しないこととし、一方で遊休化しかつ林地に接する土地は植林転用など非農業的利用に誘導するなど、適切な管理を通じ、耕作放棄等による農地の荒廃を防止し、市土保全等農用地の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。また農用地がもつ田園風景などの景観的価値を重視し、環境への負荷軽減に配慮した農業生産の推進を図るとともに、市民の学習活動、交流の場等への活用も図る。

さらに、観光・レクリエーション機能との複合が可能な地域においては、今後とも、グリーンツーリズム等の推進による体験農園や観光農園の振興に配慮した土地利用を促進する。

(2) 森林

森林については、本市市土の約73%と最大の土地利用面積を占めており、国土の保全や水資源の涵養等の公益的な機能や、木材を生産する経済的機能など、多面的な機能を有している。本市はその機能を十分に発揮し、人と多様な自然のより良い関係を探求する「森林文化都市」を推進しており、管理水準の維持向上に努め、森林の保全と整備を図る。

特に、森林のもつ機能の発揮の上で望ましい森林資源の姿に誘導するための考え方として、森林土壤を保全する「水土保全林」、生態系を維持し癒しや安らぎといったレクリエーション機能をもち風水害から人の生活を守る「森林と人との共生林」、地域産材の安定的効率的生産のための「資源の循環利用林」といった用途ごとの区分をもって、健全な森林資源の維持増進を図り、木材資源の需要拡大を含めた木材の循環システムを強化し、持続可能な森林経営の確立をめざす。

さらに災害防止機能や地球温暖化防止機能といった側面も含め、森林の多面的な効果が享受できるようにする。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、水害等に対する安全性の確保、水資源の有効利用、農業用等の用排水路の適正な管理などにより、適切に維持保全する。また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、自然環境の保全に配慮し、うるおいのある水辺空間の形成と親水性の向上を図るとともに、自然浄化作用、生物の生息・生育の場、都市におけるオープンスペース等多様な機能の維持向上を図る。

(4) 道路

道路のうち高速道路については、新潟県境部朝日～温海間が計画段階評価に着手された日本海沿岸東北自動車道の早期建設を強力に求めていくとともに、東北横断自動車道の月山～湯殿山間の整備計画早期策定を求める。

一般道路については、生活の利便性向上、生産基盤の拡充及び地域間の交流・連携の拡大とネットワークの強化を促進するため、必要な道路整備を図る。その整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上及び防災機能の向上並びに公共施設の収容など、道路の多面的機能が発揮できるよう配慮するとともに、長寿命化や適時更新による適切な維持保全を図るほか、環境の保全に十分配慮する。特に市街地においては、道路緑化の推進等により沿道の良好な環境の保全・創造に努める。また、雪に強く歩行者や高齢者に優しい道路環境の維持に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、農用地の拡大に合わせ必要な用地の確保を図る。農道及び林道の整備に当たっては、ほ場の大区画化や機械の大型化等に伴う作業効率や、多目的利用に伴う快適性に配慮する。

(5) 宅地

住宅地については、人口や世帯数の動向、高齢化の進行等に対応しつつ、地域特性を踏まえた望ましい居住水準と住宅地域らしい落ち着いた居住環境の整備を目指とする。

新しい宅地需要については、土地利用の拡散を防ぐ観点から低未利用地の活用可能性をまず検討した上で進め、適正規模の用地の確保を図る。また、震災等災害に関する地域の自然的、社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図る。

工業用地については、本市経済の基盤として、産業構造の変化や新たな産業展開に対応した付加価値の高い工業の集積と生産拡大に向け、必要な用地の確保を図る。特に、知識集約型産業などの集積に必要な用地を確保するとともに、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地の有効利用を促進する。

他の宅地については、市街地の土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を図るとともに、既存商店街の高付加価値化を図り、まちなかにおける多様な交流や活動が行われ、歴史と伝統を継承しつつ新たな文化を創造する場としての持続力ある商店街づくりを支援する。

(6) 中山間地域

平野の外縁部から山間地において、特に自然と人の活動との境界、接点となる中山間地域については、農林業の施業や、里山などの身近な森林資源の体験・交流など、人と自然の多様な関係の場であり、さらに自然災害の防止や有害鳥獣の対策など重要な機能も併せ持つ場でもあることから、地域活力の維持向上、自然環境の保全双方につながるよう、地域の実情に配慮し適切な土地利用に努める。

(7) 沿岸域

沿岸域については、漁業や漁港の持つ経済的機能に加え、各種海洋レクリエーションや交流・学習の場の提供、環境保全、海難救助への貢献等多面的な機能を有していることから、その地域の自然的特性や経済的、社会的現状を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、限られた土地を有効に活用し、地域活力の維持向上につながるよう適切な土地利用に努める。この場合、海岸ごみの清掃など沿岸域の景観及び多様な生態系等の自然環境の保全に十分配慮する。

(8) その他

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設や厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、住民の生活水準の向上と多様化するニーズを踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、災害時における安全性の確保と防災機能に配慮する。

耕作放棄地については、市土の有効利用、環境や景観保全の観点から再耕地化を努めて推進するとともに、地域の実情に応じて周辺土地利用との調整を図りながら土地利用の転換を図る。

3章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成33年とし、基準年次は平成21年とする。
- (2) 市土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、平成33年において、それぞれ126,700人、46,220世帯になるものと想定する。
- (3) 市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。
- (4) 市土の利用に関する基本構想に基づく平成33年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりと見込まれる。

なお、市土の利用区分ごとの規模の目標については、市土利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、利用区分別に必要な土地の面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めた。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

利用区分	平成21年	平成28年	平成33年	構成比			増減率 33/21
				21	28	33	
農用地	18,420	18,598	18,722	14.0	14.2	14.3	101.6
農地	18,420	18,598	18,722	14.0	14.2	14.3	101.6
採草放牧地	0	0	0	0.0	0.0	0.0	—
森林	95,739	95,615	95,550	73.0	72.9	72.9	99.8
原野	2	2	2	0.0	0.0	0.0	100.0
水面・河川・水路	3,878	3,904	3,914	3.0	3.0	3.0	100.9
道路	3,865	3,989	4,032	2.9	3.0	3.0	104.3
宅地	3,329	3,333	3,368	2.6	2.6	2.6	101.2
住宅地	2,034	2,036	2,060	1.6	1.6	1.6	101.3
工業用地	149	154	158	0.1	0.1	0.1	106.0
その他の宅地	1,146	1,143	1,150	0.9	0.9	0.9	100.3
その他	5,918	5,710	5,563	4.5	4.3	4.2	94.0
合計	131,151	131,151	131,151	100.0	100.0	100.0	100.0
市街地	1,400			1.1			

平成21年の数値は山形県統計年鑑数値(各年10月1日)

平成28年及び平成33年の数値は推計値

2 地域別の概要（地域区分）

地域区分は、市土利用の現状、自然的、社会的、歴史的諸条件を勘案して、北部地域、東部地域、南東部地域、南部地域、南西部地域、西部地域の6地域区分とする。

地 域 名	地 域 の 範 囲
北 部 地 域	鶴岡地城市街地、鶴岡地域平野部（斎地区、大泉地区、京田地区、栄地区、大山地区、西郷地区、上郷地区、黄金地区） 藤島地域平野部（藤島地区、東栄地区（一部を除く）、八栄島地区、長沼地区、渡前地区） 羽黒地域平野部（泉地区（一部を除く）、広瀬地区（一部を除く）） 櫛引地域平野部（櫛代地区と宝谷地区以外） 朝日地域中部（熊出地区、東岩本地区（一部を除く））
東 部 地 域	藤島地域中山間部（東栄地区の一部） 羽黒地域中山間部（手向地区、泉地区の一部、広瀬地区の一部） 櫛引地域中山間部（櫛代地区、宝谷地区） 朝日地域東部（大網地区）
南 部 地 域	朝日地域中部・南部（東岩本地区の一部、本郷地区、名川地区、大針地区、大泉地区、大鳥地区）
南西部 地 域	鶴岡地域中山間部（湯田川地区、田川地区） 温海地域中山間部（山戸地区、温海地区の一部、念珠関地区の一部、福栄地区）
西 部 地 域	鶴岡地域沿岸部（湯野浜地区、加茂地区、豊浦地区） 温海地域沿岸部（温海地区（一部を除く）、念珠関地区（一部を除く））
南東部 地 域	磐梯朝日国立公園

（1）地域別の展開方向

ア 北部地域（主に市街地、農村地域）

この地域は、赤川流域に広がる庄内平野一帯を概ねの範囲としており、本市において人口、都市機能等の集積が最も高く、本市の核として中心的役割を果たしている地域である。

市街地は、鶴岡市街地とこれに次ぐ人口集中地区の大山市街地、藤島市街地がある。新産業の集積や既存産業の高度化、駅前周辺の活性化などを積極的に推進する一方、市域全体として人口減少が想定されることから、市街地の拡大は抑制するとともに、既成市街地における低未利用地の活用や既存ストックの有効活用に配意し、人口規模に応じたコンパクトな市街地の維持に努める。

市街地以外の農村地域は、稻作、畑作、果樹、畜産、施設園芸等、本市における農業生産の中心的な地域である。平坦地の大部分が大規模ほ場に整備され、機械化一環作業

体系も確立されている。また一部丘陵地帯では田畠や樹園地での体験型農業や観光農園等の取組みも進んでいる。土地利用としては農業的資源を優先的に保全し、農用地の適切な維持管理を推進するとともに、生産活動と調和した快適な居住環境を維持する。

イ 東部地域（主に中山間地域）

この地域は、庄内平野の東方外縁に位置し、中山間地、丘陵、森林など多様な自然環境があり、稲作、畑作、果樹、畜産など多彩な生産活動が展開され、産地が形成されている。特に丘陵地帯では田畠や樹園地での体験型農業や観光農園等の取組みが進んでおり、グリーンツーリズムの推進を図っていくとともに、月山高原や様代地区、宝谷地区を核とした観光・交流機能を一層強化する。土地利用としては農業的資源を優先的に保全し、農用地の適切な維持管理を推進するとともに、生産活動と調和した快適な居住環境を維持する。

さらに、この地域は磐梯朝日国立公園出羽三山地域に近接しており、世界に誇れる歴史文化と自然が受け継がれてきた貴重な地域特性を有しておりその保全と整備に努める。

なお、地域内には多数の土砂災害危険箇所が存在することから、市民生活の安全性の確保に努める。特に大網、田麦保周辺は地すべり危険地区が集中しており、今後も計画的な対策工事を進める。

ウ 南部地域（主に中山間、山村地域）

この地域は庄内平野を潤す赤川の源流地域で、平野部の裾野から中山間地に集落が点在している。

地域の大半を森林が占めており、市土保全等の公益的機能において重要な役割を果たしている。他地域に比べ標高が高く、稲作に加え山菜や茸など特用林産物の生産が盛んであり、冬期間は豪雪地帯となる地域である。道路整備等生活の利便性を向上させつつ、農用地・林地について山間部の特性を生かした特産物の生産拡大を行う等、有効な土地利用を図る。また、森林と人との豊かなふれあいの機会や教育の場としての総合的利用を促進するため、多様な森林の造成、施設利用等の整備に努めるほか、水源涵養林として森林の保全管理に努める。

なお、地域内には多数の土砂災害危険箇所が存在することから、市民生活の安全性の確保に努める。

エ 南西部地域（主に山村地域）

この地域は、その大半を森林が占めており、市土保全等の公益的機能において重要な役割を果たしている。他地域に比べ標高が高く、森林が多くを占め県内有数の林業地であるとともに、冬期間は豪雪地帯となる地域である。

土地利用においては、日本海沿岸東北自動車その他幹線道路の整備等により農用地や森林の減少が見込まれるが、生産基盤の整備とあわせ、農用地や森林の適切な維持管理等を通じ、有効利用を図る。また、水源涵養、資源の循環利用を重視する森林として適切な森林施業計画の導入や林道網の整備を推進する。

なお、地域内には多数の土砂災害危険箇所が存在することから、市民生活の安全性の確保に努める。

オ 西部地域（主に沿岸域）

この地域は、日本海に沿った一帯の地域である。風光明媚な海岸線は庄内海浜県立自然公園に指定されている。

海岸から内陸へは大半は森林で占められ、防風、砂防等の災害防止機能において極めて大きな役割を果たしている。また、地域内には、港湾、漁港、温泉、海水浴場等を抱え、湯温海と鼠ヶ関に市街地を有している。

土地利用においては、日本海沿岸東北自動車その他幹線道路の整備等により農用地や森林が減少することが見込まれるが、適切な森林施業計画の導入や林道網の整備の推進とあわせ、農用地や森林の適切な維持管理等を通じ、有効利用を図る。

一般道路及び宅地は幹線道路網の整備、農漁村集落の環境整備等により増加が見込まれる。しかしながら、総じて都市的土地利用を図るべき土地が限られているため、自然環境の維持保全に配慮しつつ、適地の開発を進めるとともに、土地利用実態を踏まえ、低未利用地と既存施設の有効活用に努める。なお、地域内には多数の土砂災害危険箇所が存在することから、市民生活の安全性の確保に努める。

カ 南東地域（森林保全地域）

この地域は、出羽三山地域と大朝日岳、西朝日岳、寒江山、以東岳等からなる朝日地域に跨る、磐梯朝日国立公園が広大に広がっている。市土保全等の公益的機能において重要な役割を果たしており、その保全に努める。また、信仰の道として知られる出羽の古道六十里越街道や大鳥池等、自然景観等の資源を有効に活用し振興を図る。

4章 3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、市土利用の基本方針「安全で安心な市土の整備」、「生き生きとした市土の創造」、「美しい市土の形成」、「自然と共生する市土の形成」、「既存ストックを活かした市土の利用」等の各視点に立ち、総合的に勘案した上で実施を図る。

1 公共の福祉の優先

市土の利用については、公共の福祉を優先するとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び歴史文化的諸条件に応じて有効かつ適正な利用が図られるよう努める。このため、土地利用に関する各種規制措置、誘導措置の活用等を通じた総合的な対応を図る。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等の土地利用関係法の適切な運用と、山形県土地利用基本計画および本計画等地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整と適正な市土利用の確保を図る。その際、国土利用計画法等に基づく土地取引届出制度等の適切な運用、地価動向の的確な把握により、適正な土地取引と有効利用を推進する。

3 地域整備施策の推進

地域の振興、整備にあたっては、鶴岡市総合計画に定められた施策の大綱を基本に、今後的情勢変化を的確に捉えながら、本市の持つ地域特性を総合的かつ高度に發揮するための諸条件の整備を推進する。また、庄内の中核都市として、定住自立圏の中心市としての役割を果たし、都市機能及び生活環境の整備を積極的に推進する。

4 市土利用の質的向上の展開

(1) 安全で安心な市土の整備

ア 市土の保全と安全性の確保のため、治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用との適合性、土砂災害、洪水、地震、津波、豪雪、雪崩等への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止等土砂災害対策及び海岸保全事業等の推進による市土保全施設の整備を推進する。

イ 森林の持つ市土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進めるとともに、適正な森林施業を通じて森林の管理水準の向上を図る。その際、林道の整備等地域産材の生産・流通及び加工段階における条件の整備や林業の担い手の育成等を進め、林業生産と森林管理のための基盤の強化を図る。

ウ 地域社会の安全性を確保するため、建築物の耐震化促進、市有施設などの適切な維持保全、安全な水の安定供給及び効率的な下水処理環境の整備に努める。また、市街地等の整備等に当たっては、防災性の向上に十分に配慮し、良好な居住環境の整備を図る。

(2) いきいきした市土の創造

- ア 市民、地域、行政、学術研究機関、企業などの多様な連携・協働で、地域の「総合力」を発揮して、市内で生まれた農林水産物や製品、サービスなどの付加価値をより高め、新しい産業を創出し地域活性化と雇用の確保を図っていくため、新たな仕組みづくりを進める。
- イ 中心市街地の活性化や、地域の歴史、文化、景観等の地域資源を活用した体験型観光の推進、高速交通・広域交通体系の整備を契機とした他地域との交流・連携型の地域づくりの推進を図る。
- ウ 日本海沿岸自動車道の早期開通、羽越本線の高速化・安定輸送、庄内空港の運行拡充など高速交通網の整備充実を強力に推進し、道路、鉄道、航空ネットワークの機能強化を図り、市土の利便性を一層高めていく。
- エ 公公用施設や交通施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点から高齢者や障がい者等の利用と利便性に配慮する。特に冬季間の道路や歩道の除排雪については、市民との協働に取り組みつつ一層適切に進める。また、公共交通機関の維持をはじめ、市民の日常生活を支える交通ネットワークの整備を図る。

(3) 美しい市土の維持

- ア 広大な田園や豊かな山林、沿岸域等の適切な維持管理により、緑資源、緑地空間及び水資源、水辺空間の積極的な保全・創出を図り、緑や水とのふれあいの場を確保するとともに、住民にゆとりや安らぎを与える健康増進・レクリエーション空間の形成を図る。
- イ 歴史的風致の維持向上、史跡・文化財の保護等を図り、地域の歴史的特性や資源を生かしたまちづくりを進め、個性ある景観を形成する。
- ウ 景観の保全・創造を図るために、構造物や屋外広告等の規制を含め、周辺の自然景観と一体となった景観保全対策を推進し、良好な街並みや水辺景観の形成、農山漁村景観の保全を図る。

(4) 自然と共生する市土の形成

- ア 農用地や森林、沿岸域の持続的な管理による多面的機能の維持、水資源、緑地・水辺空間等の積極的な保全・創出を図り、自然浄化能力の維持回復を通じ、水環境への負荷の低減を図る。
- イ 本市の豊かで多様な自然環境を保全するため、原生的な自然については、開発行為等の規制による保全を図るとともに、在来の野生動植物の生息・生育、希少性の観点から見て優れている自然については、適切な農林漁業活動や必要な施設の整備等を通

じて自然環境の維持形成を図る。また、生物の多様性を確保する観点から、生態系としての維持拡充に配慮しながら、それぞれの特性に応じた自然とのふれあいの場を確保する。

- ウ 地球環境保全に向けた取組みを推進するため、太陽光や風力、小水力などの再生可能エネルギー、木質バイオマスなどの未利用資源の活用など、地域の特性に応じ、低炭素化社会の形成に向けた取組みを進める。
- エ 本市に豊富に存在し二酸化炭素の吸收元となる森林や、都市等の緑地の適切な保全・整備を図るとともに、木造住宅や公用・公共用施設への地域産材の利用等、地元の木材の利用を推進する。
- オ 大気の保全、騒音・悪臭等の防止、河川・湖沼等の水質保全と浄化及び土壤汚染の防止等の対策を推進するほか、地盤沈下等地下水障害の防止に向けて、地下水の過剰揚水の抑制や雨水の地下浸透対策の促進を図る。

(5) 既存ストックを活かした市土の利用

- ア 人口減少が進むなか、今後の社会経済構造の大きな変化に対応しうる基盤整備を推進するために、より長期的な視野に立った計画的な投資を進める必要がある。そのため、社会資本の有効利用方策等ソフト的な施策も含め、重点的、効率的な投資に努める。
- イ これまで蓄積された公用施設等の社会資本ストックについて、効率的、効果的な維持管理により無駄なく有効に活用し、快適な居住環境の形成を図る。
- ウ 公用施設の多用途（他用途）転用などによる有効利用を推進する。施設の運営についても地域の実情に応じ効率的な手法を幅広く検討し実施する。
- エ 社会資本の保全状況を把握・分析し、将来的な負担を平準化・低減化し、長期にわたり有効に活用するための指針を定め、施設の長寿命化を推進する。

5 土地利用転換の適正化

- ① 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、地域的条件や社会経済条件等を総合的に勘案し、適切な利用転換への誘導を行う必要がある。
- ② 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。
- ③ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保存育成と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化や自然景観の破壊等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して周辺の土地利用との調整を図る。
- ④ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含め事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境や景観の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。この場合、地域住民の意向等地域の実情を踏

また適切な対応を図るとともに、鶴岡市総合計画等地域づくりの総合的な計画、公用・公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

- ⑤ 都市と農村の接点部等、混住化の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、無秩序な市街地の拡大につながらないよう十分に配意するとともに、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

6 市土の有効利用の促進

- ① 農用地については、農産物の加工・流通・販売による所得の確保、農業生産基盤及び農業生産施設・流通施設等整備事業の促進、耕作放棄地の再生など、農業農村基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的で安定的な農業経営を営む者への農用地の集積、集落営農の組織化、新規就農者の育成・確保、農作業の受委託の促進等により、有効利用を図る。
- ② 森林については、木材生産等の経済的機能及び環境資源等としての公益的機能を増進するため、森林整備の用途ごとの区分をもって、健全な森林資源の維持増進を図ることとする。その上で担い手の育成や生産・流通体制の整備による地元林業の確立を図ることにより、森林資源の整備を計画的に推進する。その際、森林の自然とのふれあいの場、教育の場等としての総合的な利用を促進するため、多様な森林の造成・管理と利用施設等の整備を図る。
- ③ 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能の発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。
- ④ 道路のうち一般道路については、今後の交通需要等長期的な見通しに立って、計画的に幹線道路と生活道路の整備を図る。この場合、特に、新潟県境部分朝日～温海間が計画段階評価に着手された日本海沿岸東北自動車道の早期建設については、あらゆる方面から強力に促進し高速交通網の整備を推進する。また、地域の活性化と広域的な連携強化に向け、安全で快適な道路空間を確保し、大地震や津波に備えた防災機能や沿道の景観の向上を図るとともに、電線・電話線の地中化など面的な土地利用に配慮する。

農林道については、一般道路との連携を保ちながら、土地改良事業、林道開設事業等の推進により適切に整備を図る。

- ⑤ 住宅地については、道路、公園、下水道等居住環境の整備を推進するとともに、長期的な需給見通しに基づき、計画的にゆとりとうるおいのある良質な宅地の供給を促進する。また、防災性の向上と快適な居住環境の確保に配慮する。

空き地・空き家等低未利用地について、防犯・防災の観点での対策の検討や、利用可能な空き家の再生など地域の活性化につながる活用策を検討し、よりよい居住環境の形成を図る。

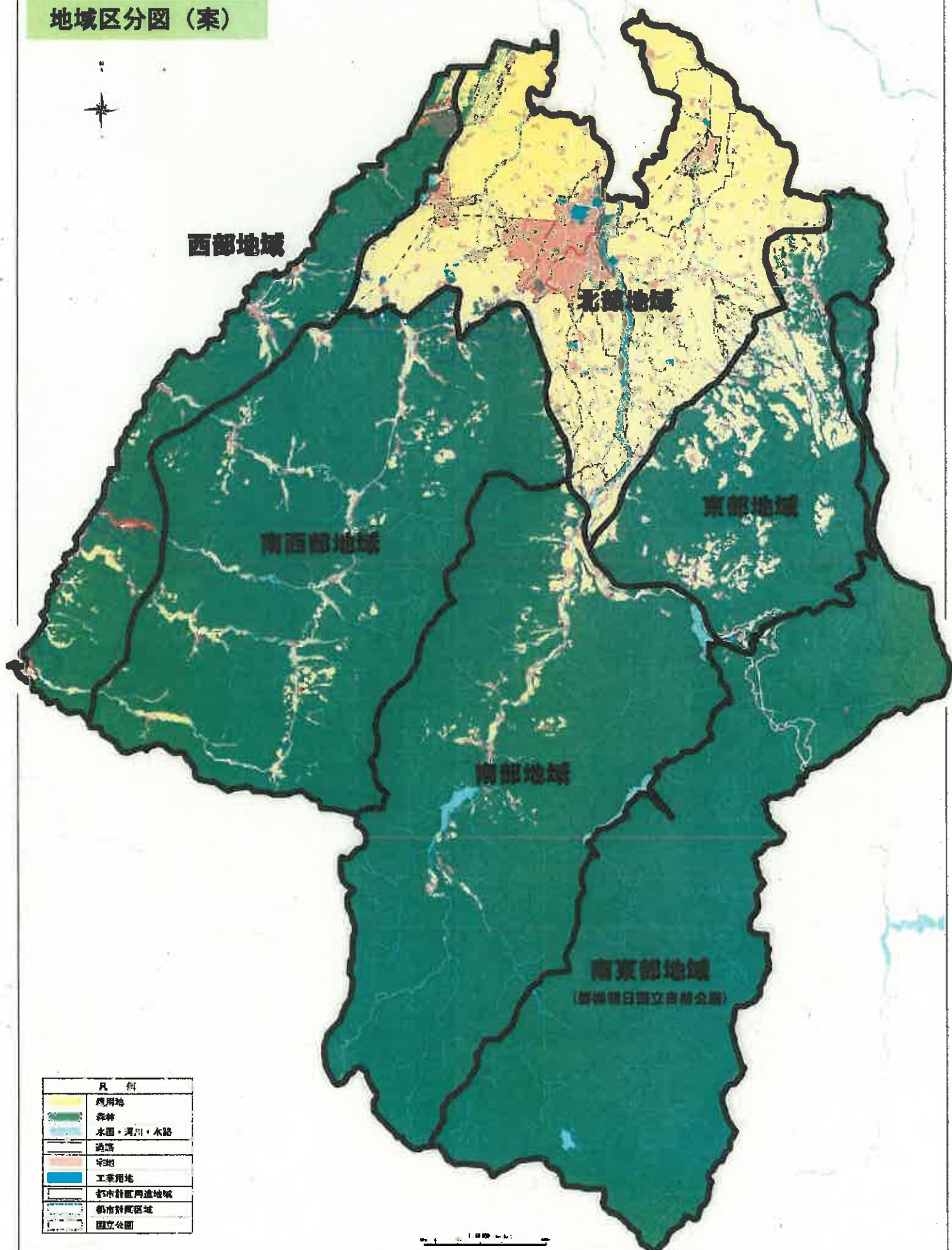
- ⑥ 工業用地については、国内外の工場の立地動向を踏まえながら、産学連携、企業間連携を推進し、独自の技術や付加価値の高い製品などを持つ企業の集積や農林水産物の加工等地場産品の高付加価値化などを目指し、企業の新規立地と既に地域に根ざした企業の事業拡大を促進する。その際、地域社会との調和及び公害防止対策の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のもの等の有効利用の促進を図る。

⑦ その他の宅地については、市街地の土地利用の高度化や低未利用地の有効利用の促進、商業機能等の活性化及び良好な環境の形成に配慮する。

7 市土に関する情報の収集と普及啓発

市土の適切な利用促進のため、国土及び自然環境保全等に関する情報の収集を図るとともに、市民の理解を得るために土地利用に関する情報の普及啓発に努める。

地域区分図（案）



提 言 書



平成23年12月15日

羽黒地域審議会

<はじめに>

新鶴岡市が誕生して6年、平成21年1月に策定されました鶴岡市総合計画に掲げられている、新しい鶴岡市がめざす都市像「人くらし自然みんないきいき心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち鶴岡」の実現に向けて、鶴岡市のまちづくりが着実に進められておりますことに心から敬意を表します。

さて、私たち羽黒地域審議会委員20名は、平成22年6月に市長から委嘱を受け、3期目の羽黒地域審議会として活動してまいりました。この間、市の総合計画に基づく実施計画や行財政改革、また、羽黒地域で実施される主要事業について説明を受け協議してまいりました。

また、今期の審議会では、それぞれの地域の課題を探り、独自にテーマを設け協議することとなり、当羽黒地域では「観光地羽黒の更なるステップアップを目指して」をテーマに、これまで8回の審議会を開催し協議してまいりました。

旧羽黒町におきましては、「農業と観光の町はぐろ」をキャッチフレーズに、山形県を代表する観光地出羽三山や松ヶ岡などの歴史と文化、月山麓をはじめとする中山間地の農業や景観など、数多くの資源を活かした特色あるまちづくりを行ってきました。

当審議会では、これらの資源をさらに活用し、羽黒地域だけでなく、鶴岡市全体の発展につながることを期待して、5つの項目ごとに施策をまとめ提言書と致しました。

市長におかれましては、この度の提言内容を十分ご検討され、諸施策との連携、融合を図り、地域の意見を求めながら、実現に向けた年次計画を作成し、羽黒支所長を中心に、責任を持って実行されますようお願い申し上げます。

最後に、この提言書を纏めるに当たり、真摯にご協議賜りました委員の皆様に深く感謝申し上げますとともに、さらに市民全体が活気に満ち、魅力ある鶴岡市、羽黒地域となりますようご祈念申し上げます。

平成23年12月15日

鶴岡市長 榎本政規様

羽黒地域審議会
会長 佐藤 進

羽黒地域審議会提言書（案）

テーマ 観光地羽黒の更なるステップアップを目指して

I. 現状と課題

羽黒地域は出羽三山の玄関口として、従来から観光地として栄えてきたが、近年は、自然志向や健康志向の観光客が増加するとともに、観光の形態についても団体型の観光から、グループ・家族型、体験型へと変化してきている。

また、「庄内映画村オープンセット」など新たな観光施設の開設や、出羽三山のミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで三ツ星を獲得した効果などもあり、新たな来訪客が増加してきている。

この機会を捉え、新たな観光ニーズに合致した観光インフラの整備や、行政と住民が連携した観光イベント等の取組み、地域産業と観光の連携による相乗効果を図る取組みなどが必要とされている。

（1）観光資源の情報発信と観光客の受け入れ体制の充実

地域の歴史・文化・自然等の観光資源を効果的に情報発信する体制づくり、人づくりが求められている。

（2）観光アクセス道路の整備促進

羽黒山、月山への観光客が健康志向ブームの追い風もあって増加している。しかし、羽黒山バイパスの早期完成、月山公園線の部分拡幅等道路整備の促進が課題となっている。

（3）手向宿坊街の景観整備と歴史的風致のPR

手向宿坊街について、景観形成の必要性及び観光客のニーズにあった施設のあり方が問われている。

（4）映画を活用した観光振興と地域の活性化

新たな観光施設である「庄内映画村オープンセット」との連携及び活用策が課題となっている。

（5）多様化するニーズに対応する観光周遊ルートの整備

地域内における周遊ルートの点検、再構築と、分かりやすい的確な誘導システムの整備が求められている。

II. 提言の概要

1. 観光資源の情報発信と観光客の受け入れ体制の充実

羽黒地域には、歴史・文化・自然等数多くの観光資源があることから、これらの資源を観光客のニーズに応じてメニュー化し、イベント等を組み合わせながら効果的に情報発信することで、さらに多くの観光客を呼び込むことが可能と思われる。

しかし、宿坊の多くは、夏の短い期間しか対応できないなど、羽黒地域ではこれまで、休暇村や旅館はあるものの、年間を通して観光客を受け入れる体制が十分ではなかった

また、出羽三山の山岳信仰と手向地区の人達の暮らしを直接支えてきた、出羽三山講のシステムは、特に霞場や檀那場において、職業や生活習慣の変化により、講中を継承することが難しくなってきている。

そこで、羽黒の豊かな観光資源を活用し、より多くの観光客を受け入れ、地域を活性化するには、宿坊や地域の食材などを活用し、様々なイベントを催したり、年間を通して郷土料理が食べられ、宿泊ができたりといった、年間を通した観光メニューを開発し、合わせて、交流人口の増が地域経済の活性化に連動する仕組みについて、手向地区だけでなく地域全体で検討し整備する必要がある。

また、住民自身が地域の良さをもっと理解し、誰もが観光ガイドができるといった取組みや、接客サービスの質の向上に向けた取組みなどを行い、地域全体で訪れる人を「もてなす」意識の醸成が必要である。

そのためには、観光関係団体の企画調整機能や情報発信機能の拡充が必要であり、行政も含めた観光客の受け入れ体制の充実が必要である。

2. 観光アクセス道路の整備促進

観光客の誘致と周遊、安全、景観等観光地としてのイメージアップのため『県道月山公園線』、『映画村オープンセットへのアクセス道』の拡幅整備、『羽黒山バイパス』の整備促進等、観光アクセス道路の早急な整備が必要である。

3. 手向宿坊街の景観整備と歴史的風致のPR

手向宿坊街は、国の重要文化財である黄金堂やその境内の建造物、由緒ある寺院や宿坊・旧家などの歴史的建造物や、自坊小路や冠木門、生垣や板塀など、修験道で栄えた趣ある街並みが多く残っている。

また、「秋の峰入り」では山伏の行列が宿坊街を練り歩き、「花祭り」では沿道全体に注連飾りが連なり、また、夏の宿坊では講中で訪れる白装束の道者を山伏が先達するといった、宿坊街を舞台にした祭や人々の活動は、手向地区独特の歴

史的風致を形成している。

このような宿坊街の歴史的風致は貴重な観光資源であり、これらを活用した観光施策を整備し PR することで、更なる観光誘客につながる。そのためにも、無電柱化や各種看板を含めた沿道景観の修景や改善、歴史的建造物等の保全整備が必要である。

4. 映画を活用した観光振興と地域の活性化

映画製作は、宿泊や食事、雇用等直接的な経済効果以外にも、メディアを通して地域の観光資源や特産品を PR できるほか、地域に対する愛着や誇り、撮影に参加した人たちの連携等、新たな地域づくりのステージとなり、今後も映画の撮影や誘致を引き続き支援する必要がある。

また、庄内映画村オープンセットと既存観光施設、及び既存観光施設間の観光連携のため、サインの整備、観光コースの整備が必要である。

5. 多様化するニーズに対応する観光周遊ルートの整備

庄内映画村オープンセットや月山高原のひまわり畑等の新たな観光施設や松ヶ岡開墾場等を組み合わせた、新たな観光周遊ルートの整備が必要である。

また、多様化する観光客のニーズに対応するため、「食」や「健康」、「自然」などのテーマ別の観光ルートや、年代別のニーズに合わせた観光ルートの整備が必要である。

さらには、羽黒以外の地域と連携し、新たな周遊ルートや、外国人観光客のニーズに対応する観光ルートの整備が必要である。



III. 具体的な意見

1. 観光資源の情報発信と観光客の受け入れ体制の充実

(1) 情報発信体制の強化

- 出羽三山をはじめ数多くの観光資源をもつ羽黒地域の観光振興を推進するため、その実践を担う観光協会の体制を強化すること。
- 羽黒地域の観光案内所を明確にし、パンフだけでなく言葉で案内できる体制や、羽黒地域の観光地と食事場所等を掲載した大きな案内板の整備を検討すること。また、羽黒山バイパスが完成すれば月山ビジャーセンター付近は観光情報の発信に最適な場所となるので、観光案内所や案内板の設置を検討すること。
- 既存の観光看板が古くなり見た目が悪くなったので、整理、更新を行うこと。
- 現在は、個人や小グループの旅行者が多くなり、予約申込みはインターネットが主流となっている。また、口コミに対するフォロー等で評判が大きく違ってくることから、行政が主体となり、観光関係者を対象に、ホームページの作成や操作方法、口コミへの対応等についての講習会を開催すること。

(2) 新たな観光資源、観光メニューの開発と商品化の推進

- 現在、都会では田舎風や田舎暮らしブームとなっている。昔風の離れや空き家を少し整備して短期で貸し出したり、宿坊を活用したりして、気軽に2、3泊の田舎暮らしを体験するといった仕組みを検討すること。また、農家民宿も多くのニーズがあり、規制も緩和されているので、これまでのグリーンツーリズムの取組みをレベルアップさせて、受け入れ体制を再構築すること。合わせて、宿泊場所から徒歩や自転車で移動し、ゆったりと体験できる観光メニューを整備すること。
- 斎館や宿坊の精進料理だけでなく、羽黒地域のお母さん達が、地元の伝承料理などを出店で販売し、旅行者と交流するといった取組みなど、地域の料理や産物の商品化や、羽黒地域全体で観光に関わっていく方策を検討すること。
- 団体旅行から個人や小グループとなり、旅行者のニーズが細分化していることから、羽黒の文化遺産やロケーション、料理や産物など、多くの資源を活かした様々な観光メニューと観光ルートを整備すること。

(3) より多くの観光客を受け入れる体制の整備

- 出羽三山の祭りにあわせ、イベントを仕掛けてPRすれば、もっと多くの観光客を呼び込むことができる。その観光客を受け入れ、地域経済を活性化する仕組みと、その担い手づくりを検討すること。

- 羽黒を訪れる多くの観光客に、羽黒地域の食事処やお土産、産物等を積極的に紹介するなど、もっと経済効果を上げるような施策を講じること。
- 季節に応じ、祭りやイベントのPRと合わせて、その時期に宿泊できる宿坊など、羽黒の宿泊情報を随時発信すること。
- 宿坊を活用した観光メニューを検討するには、宿坊組合等の年配者だけではなく、現役の若い世代が集まって話し合う機会を設けること。
- 手向には宿坊だけでなく、旅館や休暇村があり、一人や二人でも受け入れができるので、オフシーズンのイベント開催やグリーンツーリズムでの食泊分離等、年間を通して様々な仕掛けを行うこと。
- 日帰り温泉「ゆぽか」のサービス向上のため、競争力強化に向けた取組みを行うこと。

(4) 地域全体で「もてなしの気持ち」の醸成

- 観光地のイメージは、応対する人の印象の良し悪しで大きく左右されるため、地域全体で訪れる人を「もてなす」意識を醸成する必要がある。
- 観光地としてのサービスの質の向上を図るため、専門的な観光ガイドの養成を行うとともに、観光に携わる人達に対して、接客業の心得等を学ぶ研修会を開催すること。
- 子供から大人まで、住民一人ひとりが地域の魅力を理解し伝えることができるよう、羽黒の歴史文化や観光案内のテキストを作成し配布するとともに、講習会等を開催すること。
- ミシュラン・グリーンガイドの影響もあり、外国人観光客が増加していることから、英語を話せる観光ガイドを養成すること。

2. 観光アクセス道路の整備促進

(1) 月山公園線の拡幅整備の促進

- 観光地として旅行者を安全に受け入れる姿勢を示すためにも、月山公園線の拡幅整備の早期実現に向け、全面的な課題箇所の検討や、拡幅にあたっての調整を行い、県や国に対する要望活動を強化すること。

(2) 羽黒山バイパスの整備促進

- 羽黒山や月山、休暇村やビジターセンター、スキー場に導く、羽黒山バイパスの整備促進を図ること。

(3) 映画村オープンセットへのアクセス道路整備

- 映画村オープンセットへのアクセス道路の全線拡幅を早期に完成させること。
合わせて、案内看板等のサインを整備すること。

(4) 映画村オープンセットと国道112号線をつなぐ観光道路の検討

- 映画村オープンセットと国道112号線をつなぎ、多くの観光資源を内包する鶴岡市の中山間地を結ぶ観光道路の整備を検討すること。

3. 手向地区の景観整備と歴史的風致のPR

(1) 宿坊街の無電柱化や修景による景観整備

- 宿坊街の無電柱化を推進すること。
- 宿坊街の景観を阻害するシャッターや車庫の修景、各種看板の整理など、沿道の景観整備を行うこと。

(2) 手向地区の歴史的風致のPRと保全整備

- 手向宿坊街には、国の重要文化財の黄金堂や由緒ある寺院、宿坊や旧家などの歴史的建造物が多くあり、自坊小路や冠木門、生垣や板塀など、修驗道で栄えた趣ある街並みが多く残り、貴重な観光資源となることから、これらを活用した振興策を検討するとともに保全整備を図ること。
- 秋の峰に入峰する山伏の隊列や花祭りで沿道に連なる柱連飾り、講中で訪れる白装束の道者を山伏が先達するといった、手向地区特有の歴史的風致は、貴重な観光資源であり、もっとPRして観光誘客につなげること。
- 出羽三山の山岳信仰と宿坊の講中のシステムは、何百年も地域の暮らしを支えてきた最大の財産であるが、生活様式の変化や少子化の中で、出羽三山の祭や、霞場、檀那場との交流を継承するには、時代にあった方策を検討する必要がある。

4. 映画を活用した観光振興と地域の活性化

(1) 「映画村オープンセット」を組み入れた観光ルートの整備

- 映画村オープンセットと既存の観光施設をつなぐ広域の観光周遊ルートを整備すること。
- 月山高原を舞台とした、映画村オープンセットと月山高原、ひまわり畑等を組み合わせた観光メニューや案内板を整備すること。
- 出羽三山と映画村オープンセットに訪れるそれぞれの観光客を、お互いに取り込めるような施策を講じること。

(2) 庄内映画村等の映画撮影、誘致への支援

- 映画の撮影は地域の活性化につながることから、庄内映画村などの映画撮影や誘致への支援を行うこと。

5. 多様化するニーズに対応する観光周遊ルートの整備

(1) 新たな観光ルートの整備

○藤沢周平記念館や庄内映画村オープンセット等の新しい観光施設には、従来と違う客層が多く訪れている。既存の観光施設やイベントを組み合わせた周遊ルートや観光メニューなど、経済効果をもたらす施策を市や県を挙げて早急に整備すること。

○出羽三山や映画村等、現在は点でしかない羽黒の観光地を線で結び、さらには庄内を一つの観光圏という面として売り出すといった、広く地域が連携した観光振興を推進すること。

(2) テーマ別観光ルートの整備

○アンケートでは、羽黒を訪れる観光客は、時間にゆとりがある中高年の夫婦や家族が多く、羽黒には観光地以外にも、日常の風景や暮らしの中に都会の人が喜ぶ要素が沢山あることから、その人たちが、見たい、知りたい、歩いてみたいと思うような、テーマ別の観光コースや体験メニューを数多く準備し提供すること。

○現在の健康志向を意識し、歩いて楽しい観光ルートや、小道や裏道などを歩いて、地元の人とちょっとした交流ができるといった観光ルートを整備すること。

○癒しやアートをテーマにして、松ヶ岡、今井繁三郎美術収蔵館、玉川寺など、南部農道を通る観光ルートを整備し情報発信すること。

(3) 月山を取り巻く他の地域との連携

○出羽三山を訪れる旅行者に対し、特に月山については、地域によって違う接し方にならないように、月山を取り巻く地域の行政や観光協会等が連携し、わかりやすく情報発信を行うこと。

IV 羽黒地域審議会の開催状況

開催日	開催内容
平成22年 7月2日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度予算及び主な事業の概要について ・地域課題調査等の取組みについて ・地域審議会協議テーマについて
9月2日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会協議テーマについて ・慶應義塾大学先端生命科学研究所出張出前講座 ・松ヶ岡開墾場・庄内映画村オープンセット現地調査
11月17日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ実態調査の実施状況と課題について ・鶴岡市総合計画実施計画の策定について ・協議テーマ『観光地羽黒の更なるステップアップを目指して』について
平成23年 2月3日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議テーマ『観光地羽黒の更なるステップアップを目指して』について
5月24日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革について ・平成23年度予算及び主な事業の概要について ・協議テーマ『観光地羽黒の更なるステップアップを目指して』について
8月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・講演『観光地羽黒の更なるステップアップを目指して』 ・協議テーマ『観光地羽黒の更なるステップアップを目指して』について
10月26日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革における地域庁舎の見直しについて ・協議テーマ『観光地羽黒の更なるステップアップを目指して』に係る提言について
11月22日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市総合計画実施計画について ・鶴岡市国土利用計画について ・協議テーマ『観光地羽黒の更なるステップアップを目指して』に係る提言について

V 羽黒地域審議会委員名簿

任期：平成 22 年 6 月 10 日～平成 24 年 6 月 9 日

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	佐藤 進	羽黒区長会	H 23.5.24～
副会長	斎藤 一	羽黒町観光協会	
委 員	林 茂生	羽黒町老人クラブ連合会	
委 員	太谷 真一	羽黒体育協会	
委 員	高田 志郎	羽黒地区民生児童委員協議会	H22.12.1～
委 員	金野 信勇	学校法人 羽黒学園	
委 員	山田 鉄哉	松ヶ岡開墾場	
委 員	山田 勝実	出羽商工会羽黒支所	
委 員	斎藤 良幸	地区公民館	H 23.5.24～
委 員	山口 平	J A 庄内たがわ	
委 員	小南 孝子	羽黒町婦人会	H 23.5.24～
委 員	阿部 良一	出羽三山神社	
委 員	富樫 篤	鶴岡市消防団羽黒方面隊	
委 員	星野 博	N P O 法人蜂鼓山社中	
委 員	島津 慈道	正善院	
委 員	本間 信一	農業	
委 員	天野 俊秀	コミュニティハウス草笛の家	
委 員	庄司 祐子	株ジェイファーム	
委 員	佐藤 繁明	佐藤バラ園	
委 員	梅津 久美	宿坊「桜林坊」	